

午前10時30分開会

○桜井委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

まず、傍聴の方にご案内を申し上げます。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりませんので、また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

委員の皆様、本日の日程をご確認いただきたいと思います。これに沿って行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

なお、議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、坂田副区長にご出席を頂いております。

坂田副区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂きましてありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、日程の1、議案審査に入ります。議案第34号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。なお、資料請求も、資料要求も頂いておりますので、併せてご説明を頂きたいと思います。

それでは、お願いします。

○武建築指導課長 環境まちづくり部資料1にて、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。データ資料番号は01、環ま01-1となります。

それでは、改正の理由についてご説明いたします。神田佐久間町地区地区計画は、平成10年10月16日に都市計画決定され、本年、令和7年2月からは神田佐久間町地区計画内で、秋葉原駅前東地区第一種市街地再開発事業の都市計画変更の手続きが進められました。

この「神田佐久間町地区地区整備計画」の変更に伴い、「千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」内に建築制限を追加する必要があるため今回改正するものでございます。

2番、改正概要でございます。本条例内の改正内容は、条例内の別表第2「3 神田佐久間町地区地区整備計画」の内容を改正するものでございます。

2の改正概要、（1）でございますが、今回、秋葉原駅前東地区第一種市街地再開発事業を進めることということで、その地区がA-2地区となりまして、A-2地区をまず追加いたします。

下の図がございしますが、計画図1、こちらにございします神田佐久間町地区はAからHとなっております。今回のA-2地区は、昭和通りの東に接する地区となります。

また、2の（1）に戻っていただきますと、A-2地区内には建築してはならない建築物、用途の制限、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの制限を定めます。

（2）でございますが、神田佐久間町地区の計画図2が一部、計画図1の後に計画図2

が新たに追加されましたので、今までの計画図2は3に変更されますので、既存の地区A、B、C、D、F及びG地区内の中の壁面制限の計画図2を3に変更するものもございまして、そちらの変更も併せて行うものでございます。

こちらのスケジュールでございますが、再開発事業、地区計画、高度利用地区についての縦覧が令和7年2月に2週間ほど行いまして、その後、都市計画審議会、3月26日を経まして、第一種市街地再開発事業、高度利用地区については、さきに4月8日に決定しております。今回の地区計画に関しましては、既存の地区との整合・不整合が起きないようにということで、今回の2定で議案として出させていただいて、今後、建築条例と地区計画の変更を行う予定となっております。

次ページでございますが、4、別表第2、第3、地区整備計画の概要について具体的なものをお示ししております。

現行のものがA、C地区。A-2地区につきましてはAとC内の一部の中にA-2地区を設けるということで、AとCの現行と、また新たにA-2地区が加わりますので、A-2地区の概要を示したものでございます。

A-2地区の内容をご説明しますと、建築してはならないもの、風俗営業、また共同住宅10戸以上のものはワンルーム制限、ここについては現行どおりのものをこのA-2地区にも当てはめております。

建築物の敷地の最低限度、壁面の制限、高さの限度については、市街地再開発事業を行いますので、敷地の最低限度については2,000平米、壁面の位置の制限は道路境界から3メートル以上、高さの制限につきましては11.8メートルということで条例の中に定める予定でございます。

次に、新旧対照表でございますが、データ番号でございますが、資料1-2がデータ番号02、環ま01-2でございます。こちらについては、本条例の新旧対照表となりまして、左が改正後の内容となります。右が現行の内容となりまして、左の改正後のA-2地区の内容につきましては黄色で示された、黄色で塗られた部分がA-2地区の内容となっております。建築してはならない建築物については現行どおりの内容と同様としております。

2ページ目の（ほ）欄については、建築物の敷地の最低限度2,000平米を定めております。

2ページ目の（と）欄につきましては、壁面の位置の制限の内容となりまして、A-2地区は道路境界から3メートル以上というものを定めております。

既存のAからD、F地区については壁面後退も定められておりまして、計画図に変更がございましたので、計画図2を計画3に変更したものであるということで、赤字で示させていただいております。

次に、3ページ目に移っていただきまして、（ち）欄は高さの最高限度ということで、11.8メートルでございます。

以上が、資料1と1-2の説明でございます。

次に、前回、環境まちづくり委員会での資料要求がございましたので、こちらの資料につきましては、神田地域まちづくり担当課長からご説明いたします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 引き続き、前回5月29日の当委員会で、当該地区

計画の内容や経緯、手続中の意見について資料要求がありましたので、参考資料を用いて説明させていただきます。

それでは、ファイル番号03、環ま01、参考の参ですね、参1、お開きください。本資料は、本年3月26日開催の都市計画審議会で用いた資料となっております。

まず、資料左上に位置図がございます。神田佐久間町地区地区計画区域は、JR秋葉原駅、昭和通りより東側で、神田駅、佐久間学校通り、台東区境の青い線で囲まれた区域となっております。引き出し線で記載しておりますが、平成10年10月16日に当初の都市計画決定がされ、神田平河町、神田佐久間町二丁目から四丁目、神田佐久間河岸、東神田三丁目の範囲となっております。

当該地区計画は、いわゆる千代田区型地区計画で、住宅誘導による容積率緩和や道路斜線制限の緩和によって建て替え促進を行うタイプの地区計画となっております。決定後25年以上が経過しておりますが、区域全体では個別の建て替えが進むのと同時に、住宅供給も進み、決定当初の目的の効果は現れている状況です。一方で、昭和通り沿道エリアではあまり建て替えが進んでおらず、逆に建物の老朽化が進行している状況です。そうした中で、赤く塗られた約0.6ヘクタールの区域において再開発の機運が高まり、今般の地区計画変更等の流れに至っておるところです。

下段のまちづくりの経緯の表をご覧ください。平成28年より、先ほどの赤囲みの区域内の地権者により、まちづくり勉強会がスタートし、平成30年12月には秋葉原駅前東地区市街地再開発準備組合が設立されております。再開発の検討熟度が高まったことから、令和6年7月に、周辺の方々へ説明会を準備組合として実施し、6月20日に都市計画法に基づく都市計画提案が決定権者である区に提出されました。提案された都市計画は、市街地再開発事業と高度利用地区の二つの都市計画ですが、当該都市計画を決定していくためには、既存の佐久間町地区地区計画を変更する必要があることから、表の最下段であります。8月に区として地区計画変更方針に関する説明会を実施しております。また、説明会に先立ち、令和6年7月8日に当委員会にご報告をさせていただいております。

説明は省略いたしますが、委員会での報告資料と説明会で配付した資料については、それぞれファイル番号05、参考資料3と、ファイル番号06の参考資料4としてご用意しております。

説明会後の手続の流れにつきましては、ページ、3ページ目をご覧ください。ページ右下の枠に都市計画手続を記載しておりますが、二つ目の段、令和6年10月25日の都市計画審議会で報告をさせていただきまして、11月22日から都市計画法第16条に基づく地区計画変更素案の公告・縦覧、意見書提出の手続を行い、令和7年2月より法17条の手続に移行しまして、今回関連する高度利用地区と第一種市街地再開発事業・地区計画の変更の三つの都市計画案を公告・縦覧し、意見書提出手続を経て、本年3月26日の都市計画審議会での審議において、三つの都市計画については原案どおり決定されたいとの答申を頂きました。

市街地再開発事業、高度利用地区の二つの都市計画については、令和7年4月8日に決定・告示を行っております。

なお、地区計画の変更につきましては、今回の条例改正議案可決と同時に公布を予定しております。

経緯につきましては以上となります。

続きまして、前回委員会において、小林委員より説明会や手続中の意見について確認したいとのご要望がありましたので、資料のほうをご用意しております。

まず、ファイル番号〇七の参考資料5をご確認ください。ごめんなさい、参考資料〇七ですね、〇七。〇七の参考資料5になります。こちらは、先ほど経緯の中で述べました、令和6年8月23日と24日に区のほうで実施した地区計画変更方針説明会における議事要旨となっております。2日間の説明会で延べ151人が参加しておりました。2日間とも説明の後、質疑の時間を設けておりましたが、ほぼ全てが質問や区の考え方をお尋ねになられたという状況となっております。

2ページ目でございますが、再開発の施設における計画の高さの内容につきましては多少ご意見があったところですが、そういった内容も踏まえ、総合的に判断し、都市計画手続に移行してまいったところです。

続いて、ファイル番号〇八、参考資料6をご覧ください。こちらは3月の都市計画審議会にも提出した都市計画法17条手続中に頂いた意見書の要旨となっております。前回委員会で意見書の提出数と賛否の内訳については口頭で申し上げましたが、延べ8通の意見書が法17条の手続中の意見書として提出がございました。内訳として、賛成が7通、反対が1通でございました。内容については、記載されているとおりなので省略させていただきます。

なお、ファイル番号〇四、参考資料2については、都市計画審議会にも提出しております地区計画変更の新旧表となっておりますので、審議の際、ご参照いただければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○桜井委員長 はい。説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

○岩田委員 これは平成10年にまず地区計画ということで、もうそれから30年近くたっているわけで、そのときのままの何か考えというか、その30年ぐらい前にやるぞって決めたからやるぞというのはちょっとどうなのかなって、そういう時代じゃないんじゃないですかね、もう。例えば環境破壊が云々とか、もういろいろ言われていますけども、そういう高いものばかり建てるという、そういう方針というのはどうなんですかね。何か、その賛否のことで、賛成7、反対1って、あまりにも数が少ないんですけども、それについてはどのように考えておられますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 岩田委員おっしゃられたように、平成10年10月にこの地区計画、当初決めております。説明でも先ほど申し上げましたが、いわゆる千代田区型地区計画という形で住宅誘導あるいは個別の建て替え更新ができるような、道路斜線の制限の緩和等を内容に入れた地区計画という形でこれまで来ております。途中、平成16年に当地区は二度の変更を行っております。地区計画の変更を二度行っております。基本的には、そちらについてはワンルームの制限の追加だとか、地区全体に追加するであるとか、また当地区の中のFとG地区ですね、FとGとHを追加したりと、地区整備計画化するという形で追加するような変更を平成16年に行っております。

一方で、それ以降、また20年程度たっていますので、今般、その8月に、令和6年8

月に説明、千代田区のほうから地区計画変更方針説明会というものを実施させていただきました。趣旨としましては、まず再開発の機運が高まった今回指定するA-2地区について、具体的に再開発の提案が都市計画提案として受けたということで、これについては法律上、提案に基づいて区としてジャッジしていかなきゃいけないというところがございます。

ほかのエリアについて、変更をどうしていくかというのも、ご案内というか、説明をさせていただきました。千代田区では令和4年11月に地区計画の見直し方針というものを発表させていただいていますが、それによって地区計画の見直し方針として千代田区型については、今後見直しも地域の方からご要望があればしていきますということで、その説明もさせていただきました。まずは再開発の部分について具体的な提案に基づいて手続を進めてきたと。そのほかの部分については、現状の千代田区型をどうしていくのかということについて、地域のほうには投げかけてありまして、具体のご相談、ご要望があればいつでも行くということでお示ししております。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 うん。今の前段のところは2回ほど変更があったんだということだったんだけど、賛否の話をしていましたよね。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 賛否が、8件のうちの7件が賛成で1件が反対、ちょっと数少ないんじゃないのという、それはどういうふうな区として理解をしているのかというところ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません、答弁漏れがございました。法律上のその17条手続、利害関係者以外の方からもご意見を頂くということで設けられておりますが、千代田区から、区のほうから積極的にこの意見書を出してくださいということではできませんので、結果として8件にとどまったということでご理解いただければと思います。

○岩田委員 区から積極的に出してくれと言うわけにはいかないということなんですけども、それにしてもあまりにも少ない数で、これをもって賛成多数でございますというふうな大上段に構えられてもちょっと困っちゃうなというのがあるんですよ。ほかにもいろいろ持っている方もいらっしゃるし、そもそもここって、土地を持っている人じゃなくて借りている人が多いですよ。あ、そこまでは、調べはないですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 再開発の区域に限っていくと、皆さん、大体土地をお持ちになっている、借家人も、借地人もいらっしゃいますけれども、いらっしゃると思いますが、再開発以外のところについて、今、ごめんなさい、再開発区域に限っていくと土地所有者及び借地権者、それぞれ同数ぐらいの数がいるという認識でございます。

○岩田委員 ちょっと言い方をちょっと考えながら言いますけども、デベロッパーの方がこの土地を買い集めているみたいなような話があったんですけども、それで結局は賛成が多いというような感じの認識ということなんですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません、再開発の区域に限った質問だったということなのかなと思いますが、今回、その都市計画提案という形で地区内の再開発検討区域内の3分の2以上の土地所有者、借地権者、それぞれ3分の2以上から同意書を得て都市計画提案がなされております。土地所有者については、先ほど言われたデベロッパーさんという話もありましたが、それも含めて14者、借地権者については15者ございまし

て、トータルとして頭数、面積、それぞれ3分の2以上の同意が得て提案されたという実態でございます。

○桜井委員長 小林たかや委員。

○小林委員 今のちょっと、もっと具体的に、借地権者が何件中何件で、3分の2と言ったのは何件で、地権者が何件で、面積が何件で、よって3分の2以上というのをもうちょっと詳しく、役所、ちょっとその辺いつもアバウトにしているので、その辺、もうこんなに進んでいてしっかりしている再開発なので教えていただけないでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 権利と同意の状況の、その数ということで申し上げさせていただきますと思います。まず、所有権ですね、総数14名地権者がございます。うち10名からの同意となっております。借地につきましては、延べ15名の頭数、権利者数がございまして、うち11件から同意書が提出されています。おのおの70%超えの同意ということで、法定要件である3分の2以上を満たしているという形で同意書が、都市計画提案書が提出されたということでございます。

○小林委員 面積。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません、面積のほうも。面積につきましては、先ほどの所有権、14分の10に対して77%弱ですね。借地権者については、15分の11に対して、その相当数の面積としては約85%という数字でございます。

○小林委員 ちょっと具体的に、面積って分かるんでしょ、具体的に、何平米。

○桜井委員長 今の77%、85%。

○小林委員 借地権の面積。

○桜井委員長 分かりますか。

担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません、まず面積の、先ほど77%弱と言いましたが、総面積として4,272平米でございます。うち3,280平米が同意という形になっております。借地権についての面積ですが、借地権面積1,878平米、うち1,589平米での約85%という数字でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○桜井委員長 春山委員。

○春山委員 今回の地区計画の変更について、幾つか確認させてください。今回の地区計画の変更で定められているのは、変更されるのは壁面後退と高さ、絶対高さのところと、あと、地区施設の創出というところで間違いないでしょうかというのと、それに関連するんですけども、今回の地区計画変更の目的のところ、主に駅との歩行者ネットワークを創出すると。歩行空間の安全性というところを目的とされているんですけども、都市計画審議会のときにもちょっとお尋ねさせていただいたんですが、1階のグラウンドレベルなり、にぎわいなり、商業の在り方というのを、ここの佐久間町において今後どういうふうに描かれていくというのが、地区計画には新しく定められていないので、その辺の区のお考えをお聞かせいただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、変更内容についてということです。すみません、地区計画につきましては、資料番号。資料番号04、ファイル番号04の参考資料1-2をご覧ください。これ、先ほどちょっと資料の説明は省かせていただきましたが、

当該地区計画の今回の変更概要を新旧表としてまとめさせていただいております。1 ページ目については、構成としては左側が現状の地区計画の内容、右側が新しい今回改正のということになっております。1 枚目について、1 ページ目については地区の目標・方針ということで、都市計画審議会でもご説明等しておりましたが、特に赤字で書いてありますが、駅前のバリアフリールートだとか、駅前課題に対する部分を集中的に書かれているということです。土地利用方針についてもA-2地区の部分を追記しているということです。

2 ページ目以降が地区整備計画の内容となっておりますが、まず、地区施設という形で当該再開発の区域に設けられる広場や歩行者用、歩道状空地等について位置づけたのと同時に、建築物に関する事項につきましては、ここが今回の審議の条例の部分になってくるんですけども、A-2地区、0.6ヘクタールに対して、ページでいくと、2 ページ目以降がその条例に関わる部分ですが、まず2 ページ目は用途の制限ということで、ここは従前からかかっている内容をA-2地区にも合わせていくということです。当然、今、先ほど委員のほうから、1 階の商業施設だとかいう部分がございますが、そこについては特にその地区計画として具体的な地区整備計画の制限という形ではなく、そこはにぎわいの拠点をつくっていくということで、再開発の計画の中で低層部に店舗を入れていただくような誘導をしていくという形になります。

あとは5 ページ目ですね。敷地面積の最低限度を2,000平米、6 ページ目で、壁面の位置の制限3メートル、その次のページでいくと、建築物の最高限度、高さ118メートル。

あと、こちら最後ですが、壁面後退区域における建築物の制限もA-2地区には加えておりますが、こちらについては建築制限条例のほうに加えることができない内容ということで、こちらについては条例提案の中には入っていない項目となっております。

1 階グラウンドレベルの部分ですが、基本的には再開発の計画の中で駅前のにぎわいをつくっていくということで、今後の計画の中で低層部に店舗等を充実していただくということは申し送りとなっておりますが、制限として直接は加えていないということになっております。

○春山委員 ありがとうございます。地区計画の中では、あくまでも既存のところの項目から変更だけで、新しくこの地区計画の項目を追加したりということがないということは確認しました。ただ、その1 階のグラウンドレベルがどういうデザインであるか、どういう店舗が入るかという、まちづくりの指針みたいなのがないと、秋葉原の魅力であるとか、この再開発の意義というのが失われてしまうと思うので、その辺、区として、やっぱりその、ここは台東区とのネットワークの空間でもあるし、ここの地区をどういうふうな1 階、1 階をどういうふうにデザインしていくかということはすごく大事なことだと思うんですが、その辺り、どういうふうにお考えでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 資料、飛び飛びで申し訳ありません。ファイル番号03の、先ほど資料説明の中で使いました2 ページ目をちょっとご覧ください。これ、再開発のほうから提案された、まちづくり方針が左上に書かれております。今回の再開発によって事業提案の中で、まず一つが、駅前の昭和通り沿いに地下鉄と接続する、地下鉄日比谷線のラチ内コンコースと接続する広場を造ります。その地下と地上を結ぶ広場、土地、

一体的な広場が整備される形になります。これによって歩行者ネットワーク等は充実していくというような形になります。グラウンドレベルでいった場合に、総武線の北側沿いの部分についてはにぎわい施設を積極的に計画の中で導入していこうというところで、こちら現状も店舗が並んでいるゾーンになっておりますので、その流れを引き続き継承していく形の配置を再開発の中で計画していくというふうに聞いております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○小野委員 多分、そのまちらしさを、意図を持ってつくっていくかどうかというところだと思うんです。例えば利便性ですとか、どういうお店を入れていくかという、そこまでのことはある程度想定されていると思うんですけれども、やっぱり視覚的に、そのまちらしいなというのを来街者が感じ取れるか、取れないかというところは意外と大事なのかなと思うんですよね。そういうことは議論の中にはこれまでに出ていないんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 いわゆるそのにぎわい施設をどういうものとして捉えて導入、誘導していくかという部分だと思います。物販店なのか飲食なのか、どういう店舗が入ってくるのかという形でにぎわいの連続をつくるという部分については、現状、その駅前の中でこの再開発の区域には飲食店が多数ございます。そういった部分が権利として入ってくる可能性も十分ありますし、実際、その1階部分の床を再開発事業としてどなたがお取りになるのかという部分は決定しておりませんので、そこにつきましては、まさに方針であるにぎわいを具体的にどういうふうにつくっていくかという部分については今後の再開発計画での調整になってくるかと思います。

○小野委員 分かりました。今後、調整の余地があるということですので、やはりその辺り、どこの駅に降りても同じようなグラウンドに見えてしまうというのは非常に残念になってしまいますので、そのまちらしさというところをしっかりと打ち出せるような、そういう議論が今後されることを期待していますので、ぜひよろしくお願いします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ありがとうございます。そこにつきましては、今後、具体の組合設立、また権利変換の中で、組合設立の段階で事業計画ができてくると思いますので、そこは準備組合のほうと地権者さんにしっかりそこを、にぎわいという部分をどうしていくのか、まさにここは秋葉原の駅の顔になるところですので、当然、広場だとか、そういったアクセスをよくするための空間というのを、しつらえもそうですし、それに取りつくような形のにぎわいをうまい形でつくっていただくように区としても誘導、協議の中で指導していきたいと思っております。

○桜井委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 今のところとかなり関連してくるんですけれども、今お話がありましたとおり、秋葉原駅の顔になる可能性があるというところで、実際、秋葉原駅というのはターミナル駅、かなり大きなターミナル駅だと思っていますし、非常にポテンシャルはある駅だし、この地域についてはそれがまだ、再開発が進んでいないというところで、これからやっていかなければいけない、まさに一番最初の入り口なんだろうというふうに認識しています。先ほどから説明があったとおり、この地区についてはかなり細分化されて、その地区も分割されている中で、今ここが取っかかりとして今回提案されていると。地域の説明



会の意見ですとか、そういったところを見ても、ほかのところはまだ拡大できなかったのかとか、こちらはどうなっているんだという話もあるようですので、やはりその機運というのは少なからずこれから先、この奥のほうに、奥のほうにという形で広がっていく、むしろ広げていかなければいけないものだというふうには思っているんですけども、そういった中で、ここが、先ほど小野委員が言ったように、どこの駅へ降りても同じようなビルであっては面白くない。面白くないだけじゃなくて、それだとなかなか先のほうに進んでいけないというところもあるかとは思いますが。やはり秋葉原でもあり、その地域の特性というものを考えた上で、ここのところのデザインというのはどうやっていくのか。なおかつ非常に人が、ここは歩行者が多くて、なおかつ道路が狭いという地域がこの後続く、続いていくわけですね。そのところについてもこれから先、どういったことを考えていかなきゃいけないのかという部分をしっかりと踏まえた上で、この計画というのは進められていくべきものだと思っているので、ここだけで終わっては、まさにいけないというところで、しっかりと地域と考え、これはなかなか難しいことだと思います。既存のアイデアを持ってきても、なかなかマッチするものでもないでしょうし、秋葉原らしさというのが一体何なのかというところから始まっていくと、非常にこれは役所の中だけで考えても答えはたどり着かないのかもしれないですし、広く意見は、そこは聞いていかなければいけないところだと思うんですけども、そういったところについて、どのように今考えて、これから先進めていこうとしているのかお聞かせください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、すごい、委員のほうから重要な部分をご指摘いただいたのかなと思います。秋葉原駅につきましては、地区の管内でいけば東京駅に次ぐターミナル駅でございますので相当数の乗降客が利用されている駅というところなんです。昭和通りより西側については秋葉原の区画整理だとか、電気街のほうだとかという形で大変なにぎわいをつくりながら基盤もつくり直してきているというまちづくりを進めてまいりました。一方で、昭和通りの東側につきましては、特に今回の佐久間町エリアについては、関東大震災の震災復興をかけずに、震災影響を受けずに逃れてきたエリアでございますので、既存の大正時代の地割り、道路状況が残って今に現在至っているというところなんです。そうした中で今回、駅前再開発ということで、地域の駅前としての課題に対応する形のご提案を頂いたというところですが、まず、そこはやはり地域の課題、ここでしかできない部分については対応していただくということで、積極的に区のほうも推進してきているというところなんです。一方で、残りのエリアについて、どうあるべきかというのは、我々も、今回の再開発はあくまできっかけにすぎませんので、それを踏まえつつ、さらに地域がどういう形で発展していくのか、どういうまちを望んでいるのかというものについては、しっかりご意見を頂いて方向性を出していきたいなというふうには思っております。

○大坂委員 しっかりと取り組んでいただきたいと思います。この地域、本当に駅からすぐ近くなのに、こういった形で取り残されているというイメージがあるんですけども、ある意味、下町らしい地域ではあるんですけども、下町らしいというだけでは、やっぱり地域は潤わないですし、地権者や住人にとっても住みづらい状況ですとか、人ばかり増えてしまって、というような状況が続いていくのかなというふうに思っていますので、今も申し上げたとおり、この再開発をすることによって、この地域のほかの部分を取り残されないような形でしっかりと進めていただかなければならないと思いますので、

その点についてだけ、最後、お願いいたします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 改めて、今後の展開をしっかりと取り組んでいただきたいというご意見だと思います。やはり地域の中では開発等で共同化等を推進していきたいという方もいらっしゃいます。一方で、やはり先ほど言ったように、関東大震災から残ったまちという形で、そういった部分で今の街区構成を誇りに思っている方もいるというのも事実です。そうした中で、こういったベクトルで地域を再編していくのか、再生していくのかという部分については、丁寧に、そこは意見を拾い上げながら、一方ではその再開発だけで終わってしまってはならないという部分もございますので、そういった部分をしっかりと行政のほうがかバーしていきたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 えっと、戻ります。改正概要の（２）神田佐久間町地区地区計画の計画図２が計画図３に変更したため、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｆ及びＨ地区「壁面の位置の制限」内の計画図２を３に変更するということなんですけど、これはＡ－２地区の再開発を、地区計画を変更して、こっちは影響した部分ですか。それとも、この今、２を何に変えるというのは、資料も頂いたばかりなので、２とか、それがどこにあるのか分からないので、ちょっと比較のしようがないので、その説明をして。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 申し訳ありません、資料、そこのご説明を省いてしまったところでございます。ファイル番号０４の地区計画の新旧対照表をご覧ください。PDFのページでいきますと、９ページ、９／１３ですね。ファイルのページでいくと９／１３ページ目になります。既存の地区計画の計画図１という形で。

○小林委員 もう一度言って。何のところ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ファイル番号０４、環ま０１、参考の２、新旧表ですね。

○小林委員 はい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 これはトータルで１３ページの構成となっておりますが、９ページ目です。９ページ目からが計画図の新旧表となっております。古い既存の地区計画の計画図は９ページ目に地区区分が分かれた計画図１がございます。１０ページ目が計画図２ということで、既存の計画図、壁面の位置の制限が示されております。１１ページ目以降が今回改正による計画図の変更、新しい変更図となります。まず、計画図１については、今回のその再開発区域Ａ－２地区が地区区分上、分かれるということで赤く表記されているエリアが分かれるということです。ここが、ここからがその条例上の改正部分にも当たるんですけども、計画図２、先ほどの旧図は壁面の位置の制限が示されておりました。今回、新しい変更については計画図２ということで、地区施設を位置づけるということで、再開発区域内の広場だとか通路、地下通路だとか、そういったものを位置づけるために、これを計画図２という形で位置づけております。計画図３は、既存の計画図２が計画図３に変わりました、壁面の位置の制限が３図に変わったということで、併せて壁面の位置を制限、４号という形で右下に赤く塗って表示しておりますけども、計画、再開発検討区域内に３メートルの壁面後退が新たに壁面の位置の制限として加わったと。条例については従前、計画図２だった部分が計画図３になったということで、壁面の位置

の制限図が変わったということから条例のA-2以外の地区が改正になっているということでございます。

○小林委員 その他の部分は、変えることによってどういう影響があるんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 制限自体は再開発区域自体には、再開発区域外の部分については変更がございません。ただし、これ今回、条例化をしないで地区計画を、決定を先にしてしまいますと、既存のエリアに、いわゆるその住宅容積の緩和だとか道路斜線の緩和を受けるためには、条例に適合していないと、その緩和が受けられ、手続きが受けられないよという形になったときに、その既存の地区の計画図が変わっているの、条例の制限図と制限の計画図2が今度、計画図3に変わってくるので、ちょっとそのずれが、既存の手続きが、既存の物件が建て替えを、既存の再開発エリア外の物件が建て替えをしようとするときに、手続きにそごが出てしまいますので、ここについては、いわゆる規定整備というご認識で理解いただければと思います。

○小林委員 ということは、具体的には、今、じゃあ、影響ない、ということだよね、そうするとね。はい。

それと、いいですか、引き続いて。

○桜井委員長 いいですよ、どうぞ。

小林委員。

○小林委員 先ほどの説明の資料1-2というんですか、秋葉原駅前東地区まちづくりの7年の3月26日、都市計画審議会の資料に出た説明の中で、令和6年6月7日・8日の計画説明会、これ準備組合がやったものと、それから、その6年の8月23・24の千代田区がやった地区計画の方針に関する説明会、これ具体的に、これは何が違いますか、具体的に。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今おっしゃられた令和6年6月7日・8日につきましては、こちらは再開発準備組合が近隣の方々へご説明を行った説明会となっております。こちらの説明会の趣旨は再開発計画のボリュームがどれぐらいになるのか、再開発計画に関することが主に内容として説明内容となっております。一方で、令和6年8月23・24については区のほうで変更方針説明会を行っておりますが、こちらについては再開発計画の説明会が、再開発の提案を受けたということで、それを区として既存の地区計画にどう当てはめていくかという部分について、地区計画をどう変更していくかという説明会を行っております。

○小林委員 そこで、その、まず準備組合がやったときに、先ほどつらつら意見があると思うんで、資料が出てきたのが今日なので全部当たれないんですけど、ここで出た意見が次の20日で反映されて決定するんでしょ。ですよね。それを決定するに当たって、ここで出た意見をどういうふうに取り入れて決定したのかということと、それを受けて地区計画の変更方針に対して説明会をしたんだけど、これ、まちの人って、準備組合がやろうが、区がやろうが同じ再開発と思っているから、そこで、ここでもまた再開発の説明をしているかのように感じるんですよね。そのときに、その前のところから決定したことへの説明と、この、今、地区計画で、ここで説明するところのそごというのはあったんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 そごがあったかという部分でいくと、何人の方は説

明会に来て、不安、そもそもどういことが区としてやるのかということが理解できていない方というか、も、いらっしやいました。まさに佐久間町地区全体が再開発をやるんじゃないのかというようなご心配を受けて説明会のほうに來られた方もいます。一方で、やはり再開発をどんどん、今回の検討以外の部分も進めてもらいたいという意見もございました。一方で、再開発の計画自体については、やはり今、このエリアにはそういった高層建築物はございませんので、風影響がどうなるのか、環境影響がどうなるのかというご心配をされて、そういった部分を確認されている方もいらっしやいましたので、そういった部分について、区としてはなるべく分かりやすく、再開発計画は再開発計画とありつつも、地区計画を今後どう変更していくのかについて説明をさせていただいて、ご理解を頂いたんではないかというふうに思っております。

○小林委員 というのは、その説明会であったことを、受けるか受けないか、まあ、受けるんでしょ、受けて、都市計画決定の提案をしていくわけですね。そのときに、今、そこという課題のあった部分はというふうに言えばのみ込んで、というふうな説明を理解させていただいて都市計画決定の提案をしてくるのかという話。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 再開発の、6月20日に都市計画の提案をされておりますが、それ以前の説明会で、この間でということですが、まず基本的には、この再開発計画における風影響、交通量影響、そういったものについては事前に調査を行い、シミュレーションを行った形で、そういったものも踏まえて近隣説明会をやっているというふうに聞いております。それについて、ある程度、当然、その許容範囲というか、影響が、多少、今よりは影響が出る部分はあるかもしれませんが、そういった部分が極力減らせるような形で、今後の再開発の事業計画、設計を進めていくということで説明をしたというふうに認識しておりますので、具体的にこの再開発計画準備組合に対して反対をするとか、そういうようなご意見があったというふうに我々は報告を受けておりません。

○小林委員 別に反対とか賛成のことを聞いているんじゃないくて、あった意見にというふうに答えて、次、進んでいるかというところをどうチェックするかということ、役所が。説明会をやりますよね。そうすると、さっき風の問題も出ていましたよ。風が、高いものが建てば、うちは影響がどうだ。だけど、その具体的な建物の高さがまだ決まってもいいし、確証が、確認ができないところがあるので、それはまたやってお答えしていきますみたいな形をしていたと思うんだけど、それから広場がもう少し欲しいとかね、そういう意見も出ていたんですよ、このときね。で、次進んでいって、その辺を準備組合さんがというふうに受けて、というふうに返していったか。返していったのも分からないんだよね、要するに説明。そうすると、そういうのは役所に報告があるわけですね。役所はその辺を聞いて、というふうに指導していくかというか、一緒にやっていくかというところなんだけど、その辺を見えるようにしたいんですよ、今後ね。そうすると、また同じことになるのが嫌なの。

あと、もう一つ、その次のことと言うと、それで地区計画決定方針の説明会をしているということは、もうのみ込んでいると思うんだよね。のみ込んで区がやっていると思うから、区は理解をしながらも進めているので、その辺は再開発って、先ほど言ったように、ここでやるのが全部のところに影響して再開発になるんじゃないかと思っている人もいるし、それから自分のところだけ、何でできないんだろうなと思っている人もいるし、再

開発自体が分かっていない人もいるので、その辺は少し役所がハンドリングしていかないといけないと思うので、その辺の考え方というか対応の仕方はどうしているのかということを知っている。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 準備組合の説明会の受けた意見について、今後の対応をどうしていくかという部分ですが、まさに、この説明会で終わりということではございません。今後、その事業計画、組合設立に向けて事業計画をつくっていく。その中で設計精度がどんどん上がっていくということなので、当然、その風の影響であれば、そういった部分がより具体的にシミュレーションの効果ということが、結果が出てきますので、そういったものを改めて、条例等の手続でいけば、遅くとも早期周知条例の段階では、そういった宿題が返されるというようなことになると思いますし、そういった設計精度が上がる中で応えていく、準備組合、事業者として応えていく部分があるのかなと思います。

一方で、再開発検討区域外の部分については、やはり皆さんの将来的な土地利用をどうしていくかという部分を、やはり行政主導というより地域主導で考えていただきたいというところもございますので、我々は出前講座だとか、そういったものは積極的に支援していきたいと思いますので、それは引き続きやっていきたいと思っております。

○桜井委員長 岩田委員、手を挙げていたね。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 岩田委員。どうぞ。

○岩田委員 今の話で、そのまち、主導で考えていきたいという話なんですけども、これは土地を売っちゃった人とかはもういないわけで、その人たちの意見なんていうのは吸い取れないですね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、先ほど述べたのは再開発区域外の話をお答えさせていただいております。

○岩田委員 分かりました。

それで、先ほどこれをきっかけにほかの地区も意見を聞いて方向性を決めるというような話がありましたけども、でも、区のやり方って、意見を聞いて方向性と言いますけども、自分たちがこういうふうになりたいと思った方向を絶対やるというか、たとえ少数の意見でこれは反対だと言っても、いえいえいえ、区としてはやりたいと思っております。それが多数の意見だろうが何だろうがもう、いや、こういうふうになりたいと思っておりますというような言い方をして、なかなか聞いてくれないという懸念があるんですね、まずね。

あと、先ほど、そのまちらしさという話があったじゃないですか。で、にぎわいのことについて非常に、何か連呼していたというか、そんな感じですけども、にぎわいだけなんですかね。その同じ店ばかり、同じような風景になっちゃうみたいな話もありましたけども、結局、新しくできた再開発のところというのは、今回も3倍ぐらいの高さの、すごいびっくりするようなのが建つわけですけども、当初の計画から考えて3倍ぐらいの高さになっちゃうわけですけども、そういうような高い建物って結局、入居するにしても高いわけじゃないですか。そういうところというのは、結局、飲食店なんかは、個人店は入れないですね、正直ペイできないから。だから、結局はチェーン店になっちゃう。だから、そうすると同じ店ばかり、同じような風景、そういうふうになっちゃうんですけども、

それのにぎわい、にぎわいというふうにおっしゃっているんでしょうかね。

○桜井委員長 岩田委員、今、この地域の議案審査をしているので、その、先ほどの冒頭のところは区としてこの地域だけじゃなくて、ほかのところについてもどうなんだろうといったような、非常に大きな部分でのご発言を最初されていた。最後のところは、そういうことも含めて、この地域ではどうなのかということで、この地域のことを聞いているということでもいいですね。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 この地域のことをね、はい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 地元主導でという部分につきましては、先ほど冒頭の説明で申し上げました令和4年11月に地区計画の見直し方針という形で、区として千代田区型を展開している地区、10地区程度ありますけども、そういった部分について、住宅誘導以外の評価の言う容積評価の仕方、建て替え更新をしやすいというものをメニュー化していけるような形で、そういった様々な地域にとって欲しい、導入していきたいものについて具体的に検討していきたいというふうに、方針として示させていただいています。まさに今後、具体的に皆さんの土地利用、我々として、この通りを、今、具体的な商店会だとか商店組合がこのエリアにあるわけではございませんので、例えばにぎわいをここで成立させていくというような用途制限をかけるのであれば、それなりにそういう形で地元のほうがそういう制限としていかなきゃいけないということが強く思われているのであれば、それに対応して区は検討を進めますし、一方で、住宅じゃなくて、ほかのものをインセンティブとして欲しいんだということであれば、まさにその都市計画の制度の中上、どういことができるのかというものについて行政もしっかり頭を、知恵を出さなきゃいけないと。そこを地域がやりたいことに対して区としてどこまでその制度的に確立できるのかというものを、具体的にまず提案がなければ、我々も入っていきようがないというところもありますので、そういった部分については、声があれば漏らさず行くというような姿勢でございます。

○桜井委員長 はい。

○岩田委員 制限をかけるとか、そんなことは言っておりません。先ほどから、にぎわい、にぎわいというふうにおっしゃっているので、ここはにぎわいだけなんですかね、考えていらっしゃるの、ということです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、再開発に関してにぎわいという部分は、一つのキーワードというか、コンセプトにすぎません。どちらかというと、今回の再開発については、駅前交通処理あるいは地下鉄とのバリアフリールートの整備、これがすごく地域にとって、ここの場所にとっての課題というふうな認識です。そういった中で共同化、再開発をやっていく中で、駅からの連続性、現状、総武線沿いだとかの店舗もありますので、そういった部分をにぎわい軸としていきたいという形で再開発側として考えているというところでございます。

○岩田委員 そのにぎわいの話ですけど、キーワードの一つということなんでしょうけども、先ほど言った、その、まあ、100メートルを超えるのがもしできるとしたら超高層ビルですけども、普通のビルよりかははるかに建築費も高いわけで、それで、さっき言ったじゃないですか、そういうところというのは家賃も高いと。なかなか普通の個人経営の

店は入れないと。そうすると、同じ店、同じチェーン店ばかりになってしまうと。それで、そのまちらしさというのは、そのまちらしさというのはどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのをお答えしていただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 その地域のその個性はございますが、じゃあ、既存の神田佐久間町地区、このエリアがどういうものが個性なのか。特に飲食店が中心だというふうな認識ではございますけども、やはりそこについては、まさに今後、再開発の事業の中でどういうテナントないし地権者がそこを、店舗を取っていくのかということも踏まえまして事業計画化されていくというふうに認識しております。こういったものを、再開発を経緯、経過として周辺がそういったものと連動していくような波及効果のあるものを期待しているところもございますので、再開発自体の部分でにぎわいをこれでなきゃいけないというふうについては区として具体的な方針については持っておらないところです。

○桜井委員長 まあ、これからまちのニーズだとかというのもの、区としてもしっかりと捉えていただく中で、まちというのができてくるんでしょうから、そのことに関連しておっしゃっているんだと思うけど、ちょっとまとめてください。

○岩田委員 はい。先ほどから繰り返しの質問で申し訳ございませんが、超高層ビル、再開発で家賃が高いわけですよ、個人店は入れないんですよ、それでチェーン店ばかりになっちゃうわけですよ。そうすると、結局は同じようなまちになっちゃうわけですよ。その中で、そのまちらしらってどうやってつくっていくつもりなんですかって聞いているんです。

○桜井委員長 はい。ちょっといろいろとやり取りをしています。新しいこのまちをつくっていくという、再開発をすることによって、そのまちをつくっていくという、そのいろいろな手法だとか、その区としての考え方だとか、どこまでできるんだろうねといったようなご心配もあるという中で、区として、このエリア、とっても大切なエリアで、先ほどは駅からつながる安全・安心なルート、ネットワークをつくるということを一番最初のところでおっしゃっていたけども、今、岩田委員、ご心配されている、このまちというものをどういうまちにしていくのかって、つくっていくのかというのはとても大切なことなので、区としてこういう考え方でまちをつくっていくんだということを今日のところは、これから具体的なところに入ってくるんでしょうから、お示しを頂けますか。

○加島まちづくり担当部長 様々ににぎわいに関してのご意見を頂きました。これに関しましては、佐久間町に関しましては地区計画ということで、本日は資料も04ですか、04の一番最初のところ、右側の赤い字を見ていただくと、下のところに秋葉原駅前の人の流れということでいろいろ書かさせていただいて、このにぎわいを創出するという形で、これを踏まえて佐久間町地区の全体のにぎわいという話もさせていただき、委員の方からも今後、そこのにぎわいにしっかり区としても対応してほしいというようなご意見だったかなというふうに思っています。

一方で、岩田委員が言われる、この市街地再開発事業の中のにぎわいと書いてある店舗の中に関していろいろと、今までもあったものではなく、ナショナルチェーンみたいなのが入ってどうなのというところだと思うんですね。市街地再開発事業というのは、今いられる方の権利、これを保障しながらやっていく事業なので、今ここでなりわいをやられている方が、やはりそこで入りたいというところは、やはり一番そこは尊重すべきだという

ふうに思っております。そういったことを踏まえながら、じゃあ、いや、そこではもう継続しないよとかというような話も一方では、もしかしたらこれからあるかもしれませんので、そういったときに関しましては、やはり今まで意見を頂きました。秋葉原らしさってなかなか難しいです。神田らしさも神保町らしらも含めて、なかなか難しいところなんですけれども、そういったところに関しましては、今後、これを進めていく組合、組合が今後設立されますので、そういった中で区のほうも意見を出させていただいて、佐久間町らしらに起因するような商業施設を入れてほしいというようなことは進めていきたいなというふうに思っております。

先ほどご説明したように、都市計画に関しては、都市計画審議会で審議いただいて、これでいいよと決定をしておりますので、今日は、この条例の中では、そののにぎわいとかということを書いてありませんので、これは、条例に関しましてはそのままご議決いただけるとありがたいなというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。まだありますか。

○小林委員 はい。

○桜井委員長 まだありますか。じゃあ、小林たかや委員。

○小林委員 ここでしかできないので、ちょっと入って今の話をしますけど、その地域らしさ、再開発というのは、大体、再開発提案をしてくるので、それが、それに合わせていくのでそれはしょうがない、しょうがないというか、提案の中の内容がいいかどうかの話なんだけど、そのらしさという部分というのは、説明会でもそうなんだけど、やっぱり聞いていかないと、要するに、ここの地域って僕よく知っているんだけど、一番知らない、ちょっと知っているんだけど、小さな細街路が多いんです。でも、その細街路に飲食店とか、それに近い店が入っちゃうんですね。

そうすると、どうなるかというと、細街路に小さな店が入ると、極端な話をすると、地区計画をつけて、いろいろな意味で制限をしていかないと、まちが、どちらかというと住民が望むようなまちになっていかないんですよ。なっていない、今も、そういうところがたくさんあって、それを再開発の中で整理していきたいという気持ちがあって、僕もそれを賛成しているから、ここはどんどん早くしたほうがいいと。で、小さな飲食店があって、喜ばれているんですよ、すっごい安くて、24時間やっていて、コロナのときもやっているみたいなね、そういう店もたくさんあるんですね、この地域って。そういうのも来街する人にはいいかもしれないんだけど、住んでいる人たちには全然よくないよね。困る。そういうところはちゃんときれいにして、道路も整理してやっていきたい。その中で、だけど全部きれいにしちゃうと、そのらしさがなくなるわけですよ、そのらしさ。

だから、そのらしさが何かというのは、僕は再開発の中でお願いしているときに、準備組合の方にも、それが組合になった人にもお願いしているんだけど、説明会をちゃんと区切り、区切りでやるということが一つと、役所にやっちゃ嫌だと言っているのがあって、オープンハウスの説明会なんですよ。これ、もうやめろと言って、さんざんやめろと言っているから、最近やらないんだけど、何か、ちょっと顔を出してきているようなので、オープンハウス型の説明会というのは、それで僕は説明会を終えたとしなくてくれということで、オープンハウスはいいことなの、そこでいろいろな意見を聞く、いろいろな人が来て、時間がたくさんあるから聞くという中で、そのらしさというのをつくっていったり、



ここではこれは抜いちゃいけないなというもの、ここは残していきたいなというものをつくっていくと。極端な話をすれば、コレド、向こうの中央区は、何か残っていくんだけど、神社が残っていたみたいなのがあって、あ、そこへ行くと落ち着くなという、神社の周りに何か日本酒が出てきて、みたい。あ、あれを残したかったのかと分かるんですよ、訪れたとき。そういう、何というかな、核、まちのどかしちゃいけない核とか、皆さんのその地域の思い出とか、その地域の歴史とかが分かるような部分は、これはまちの人に聞かないと分からないので。ましてや、この地域って、今後千代田区も小学校を大きく直したりする場所の入り口なんですよ。ましてや、恵まれている、震災のときに被害に遭わなくて、公園が、佐久間公園があり、この先は佐久間公園があり、まちの人が火消しを、震災のときに火消しをやったとかいう大切なところだと思うんで、その辺は今後進めるに当たって地区計画、これも改定を進めなくちゃいけないと私は思うのでいいんだけど、オープンハウスみたいような説明会を終えたじゃなくて、まちの人の意見がいつでも言えたり聞いたり説明したりするような場所は、今後入れていったほうが仕組みとしていいなというのは意見なんで、それについてのご意見をお伺いしたいと。

それから、この地区計画について、もう一つね。地区計画については、ここの地区計画、早くかかって、坂田さんがやったんだっけ、違うな、坂田さんの前のもう一つ前、ずっとじゃない、ちょっと前じゃん、のまちづくり部長が一生懸命、ああ、そういえばまちみらい公社かな、が入って、一番初めに、まちみらい公社だね、入って、これ、AからH地区までつくったんです。それぐらい細街路があって難しいところだったんで、ここの1か所を結構破るということは再開発でしかできない。できないんですよ。ほかでは、ほとんどできない。Hまで合意してもらうのは、すごい難しいので。

再開発でできたものと言うと、その再開発ということが、先ほどじゃないけど、ここだけで終わらないで、次もこういうまちで変えていくことができればいいと。これ、僕もずっと役所とも業者ともやり合いながら、H地区をつくっちゃったところにワンルームマンションを造られて大変な思いをしたことがあるんで、そういう地区計画がかけることによってマイナスもたくさんあるんです。そういうのも再開発の今回の地区計画で変えていけるということがまちの人に分かったことはすごくいいことだと思うんで、そうするとやっぱり変えていこうというモチベーションが起きるんで、それも含めて、この地域の特性を生かしながら、要するに、準備組合がやるのかどうかは別として、意見を聞く場所、まちの人の意見を聞く場所をつくっていったほうがまちの発展につながると思うので、合わせてご見解をお伺いしたい。

○加島まちづくり担当部長 いろいろご意見というか、ご指摘も頂きました。

オープンハウス型説明会のことはちょっと置いておきまして、我々も再開発全てではないというようなところもあるんですけども、一方では、この地区計画、既存の地区計画がかかっているところに関して、まるっきり変更しないよということではなく、今回みたいな市街地再開発事業によって地域の課題を解決するというのは十分あるということなので、地域の方々がそういったものを進めていきたいというものに関しては、やはり積極的に進めていくべきだろうなというふうには思っております。

一方で、地域の意にそぐわないような店舗というか、店舗の営業だとか、そういったところに関して、じゃあ、全て再開発の中で整理していくのかということは、再開発事業を

進めるにはかなり時間もかかりますので、あと力も、地域の方々のお力もかなり大変な労力が必要になってくると。そういったところからすると、やはりそういった意にそぐわないような店舗に関しては、地区計画というよりも何かほかの手段も含めて、地域を十分ご存じな委員のお力も借りながら、やる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そういったところも含めながら、地域全体のまちづくりというものを進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

質疑は終了してよろしいですか。まだありますか。ちょっとまとめていただけますか。ちょっと時間があるので。

岩田委員。

○岩田委員 その土地にあったお店とかもなるべく入れてあげたいんだろうなとは思いますが、飲食店って味だけじゃないんですよ。お店のたずまいなんていうのも非常に大事だと思うんですね。例えばですよ、あくまで例えば、おそば屋さんのまつやさんとか、やぶそばさんとか、すごい立派な建物じゃないですか。ああいうのがあって、お客さんが入るといこともあると思うんですね。それが、じゃあ、再開発のビルの中に入ったというと、みんな、そこまで興味を示すのかなという。そういうのも考えて、そのまじらしさ、まちづくりというのを考えるべきなんじゃないかなと思うんですよ。

それは、確かに分かりますよ。いろいろ、何、例えば、よそのところではバリアフリーが必要だのとか遊び場が必要だのとか、だから再開発で解決しようというのは分かりますけども、ここでのにぎわいをとか、そのまじらしさといっても、何か、飲食店もなくして、たずまいも全部なくして、ビルの中に入れて、それで本当にできるのかなというのをどういうふうに考えているのかというのを、いま一度お答えしていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 岩田委員のご質問は、この案件に、この佐久間町の再開発事業の案件で言われているのか。

○岩田委員 限らないですけども。

○加島まちづくり担当部長 限らないんですね。限らないということであれば、千代田区ではなかなかないですけど、他のところでは老舗の店舗も含めて再開発をやり、成功を収めているところもありますし、逆に、ちょっと失敗したというようなお話も聞くところがありますので、そういったところに関してはいろいろとやり方なんだろうなというふうに思っております。

ここの佐久間町の案件に関しましては、先ほどお話ししたとおり今後組合設立がされていきますので、そういった中で本日の意見も踏まえましていろいろと協議してやっていくというふうに我々としては考えております。

○桜井委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 今のご質問のところでも、今、議案審査をしているので、ここの地域のことで言っていたきたいんです。一般的なところでの思いに対して岩田委員のお考えがどうなんだということじゃなくて、議案審査しているので、それでまとめていただけますか。

○岩田委員 先ほど、この地区に限らないというふうに言いましたけど、この地区のことにも当てはまることであります。で、いろいろやり方がありますって、そういう店を入れ

込んで再開発がうまくいった例もある。じゃあ、ここではどういうふうにするのか、具体的な案があれば教えていただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今回、地区計画あるいは再開発事業という手法によって、都市計画の手法によってまちづくりを進めておるところですが、一方で、岩田委員の言われている地域らしさの店舗誘導だとか店舗にするというようなことについては、都市計画法あるいは建築基準法において我々が制限していくことができない範疇になっておりますので、当然、こういう業態に入っていただきたい、誘致したいというものについては、地域のオーナーさんだとか地域全体として、そういう都市計画とは別の形の紳士協定的なものをつくっていくようなことが、まず大前提として必要となるふうに考えております。

○岩田委員 委員長。

○桜井委員長 まだ指していません。

○岩田委員 ああ、すみません。失礼しました。

○桜井委員長 うん。どこの地域でも当てはまることにもなるんだと思うんですよ。今、冒頭におっしゃったようにね。それで、今、地区計画の枠組みの中で今後の中で考えていただくということも意見としていただいていますから、こういう形でやってほしいということを、岩田委員のご質疑じゃなくて、考え方として、こういうことを今後の中で、この地区計画の中で考えてもらいたいというような形で質疑をしていただけますか。それで終わっていただきたい。ね。終わるような質問にしてください。質疑にしてください。

○岩田委員 終わるような。

○桜井委員長 はい。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 はい。ありがとうございます。

今、そういうお店なんかは制限できないというお話がありましたけれども、制限ができないのにそのまちらしさって、結局チェーン店しか入れないという話を一番最初にしたじゃないですか。結局は家賃も高い、なかなか普通のお店じゃ入れない。で、そこで結局はチェーン店で同じような町並みになってしまう。なのに、そこで、そのまちらしさとか。それで、一方では制限できないというんだったら、じゃあ、そのまちらしさというのをどういうふうに表示するんですかって話なんですよ。それも、たたずまいも含めてということですよ。さっき例に出したまつやさんとか、やぶそばさんとか、そういうのも含めて、どういうふうにするのかという話を出していくのかという話をしているんですよ、さっきから。

○加島まちづくり担当部長 先ほどから同じようなご質問をされて、同じような答弁という形になるんですけども、（発言する者あり）今後、組合設立等の中でいろいろと協議はしていくと。先ほど担当課長が言ったように制限をかけることはできないと。はっきり申し上げますと、本日審議いただいている建築条例の中にそういったことは一切書けないといったところです。ご審議には、なじまないといったところでございます。

○桜井委員長 今日は議案審査ですので、この議案に沿った形で先ほど趣旨の説明を頂きましたので、それに沿った形の中でご審議をいただき、この後、採決をしていただきます。また、いろいろと皆さんの中にも思いもあるでしょうから、そのことについては、また別の場面でご意見を頂くなり行ってまいりたいと思います。

それでは、質疑については終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 討論、いかがしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 省略としていいですか。はい。それでは省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第34号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 富山委員、春山委員、小野委員——岩田委員は違いました。ごめんなさい。大坂委員、小林たかや委員、入山たけひこ委員は賛成でございます。よって、賛成多数によって、議案第34号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第34号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わらせていただきます。

坂田副区長におかれましては退席のため、暫時休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、日程2、報告事項に入ります。

初めに、1、事業者向け環境配慮行動宣言「ちよエコ未来企業宣言／ちよエコ未来事業者宣言」の開始について、執行機関からの説明を受けます。

○神河環境政策課長 それでは、事業者向け環境配慮行動宣言制度である「ちよエコ未来企業宣言」、そして「ちよエコ未来事業者宣言」の開始につきまして、環境まちづくり部資料2によりご報告いたします。

まず1、概要でございます。本区では、2050年ゼロカーボン、ゼロウェイスト、そして2030年ネイチャーポジティブを目指し、地球温暖化対策、循環型社会の実現、生物多様性の保全を推進しているところでございます。これらの目標達成のためには、区民、在勤者、事業者等の環境保全意識を高め、それぞれに環境に配慮した行動を行っていただく必要がございます。

このため、まず令和7年、今年の4月24日から、個人向けの環境配慮行動宣言制度「ちよエコヒーロー宣言」をスタートいたしました。このことについては、4月のこちらの委員会でご報告させていただいたところでございます。そして、昨日6月26日、新たに区内事業者、団体等を対象といたしました「ちよエコ未来企業宣言」、「ちよエコ未来事業者宣言」を開始いたしました。

次に、2の事業者向け環境配慮行動宣言の内容でございます。資料の2ページをご覧くださいただけたらと思います。こちらにございます17項目のうちから事業者等が自ら実践する九つ以上の環境配慮行動を選択し、宣言をしていただくという制度になります。

少しかいつまみますと、まず、1、電気を再エネ由来のものに切り替える、2、二重窓などの断熱改修や太陽光発電装置、照明のLED化を進める、3、環境や人や社会に優しいエシカル消費をする、4、ごみの分別、5、食品ロスをなくす、8、ペーパーレス化、

こういったものなど、いずれもゼロカーボン、ゼロウェイスト等の取組において非常に重要な取組でございます。区のホームページ上から自ら実践していただけるものを宣言していただき、活動の輪に加わっていただくと、このような仕組みでございます。

それでは、1 ページ目の2の（3）のところまでお戻りください。事業者の宣言制度の登録の特典といたしましては、宣言した事業者等について区のホームページに名称を掲示すること、それから区のイベントや助成金等に関するメルマガを送付させていただくということがございます。

こういった制度でございますが、ここで、資料には記載をしておりますけれども、昨日夕刻、制度立ち上げのキックオフイベントをかがやきプラザ、ひだまりホールにて開催いたしましたところでございます。講演や参加者によるグループディスカッションなど、そういったものを内容としまして、21社、34名の多くの方のご参加を頂くことができたということをここでご報告させていただきます。

それでは、資料に戻りまして3の今後でございます。今後、千代田エコシステム推進協議会と連携をいたしまして様々なイベントの機会等を捉え、これら宣言制度の普及啓発を図るとともに、区の環境施策やCES協議会が推進する環境マネジメントシステムのほうにつなげてまいります。

報告は以上となります。

○桜井委員長 はい。ご報告を頂きました。この件について、ご質疑がありましたら頂きます。

○春山委員 幾つか確認させてください。個人向けの宣言がもう始まっていると思うんですけども、その状況を併せて教えていただけますか。まず1点目です。

○神河環境政策課長 個人向けの宣言制度が始まりまして、現時点で154名が登録している状況でございます。

○春山委員 はい。ありがとうございます。順調なのかもしれないんですけども、未来企業宣言も含めて、もうちょっとしっかりと告知をしていく必要があるんじゃないのかなと思います。

それと、これを広めていく上では、環境政策課だけではなくて、多分、前回の委員会でも申し上げたと思うんですけど、まちみらい千代田との連携がすごく重要になってくると思います。イノベーション的な企業の起業支援もありますし、もう一つ大事なものはマンション施策。マンション管理組合に対して、マンションの住んでいる方々向けに、こういった取組をしていきましょう、ごみをこういうふうに分別しましょうとかリユース、リサイクルしていきましょうというような、すごくその連携が大事だと思うんですけど、その辺はどのように取り組まれていく。

○神河環境政策課長 ご指摘のとおり、このような取組を広く広げていくためには、私も環境政策課のみではやはり限界があると考えております。先ほど例示がございましたまちみらい千代田であったりとか、あと子ども部とか、あと地域振興部とか、やはり町会の関係とかにも広く周知していくことなど、やはり様々な展開の方法があるかなと考えておりますので、そういったところは今後、ご指摘も踏まえまして対応を検討してまいります。

○春山委員 ぜひ、そういう形で連携よくしていただきたいと思いますし、ほかの自治体だと、まちづくり活動、まちサポみたいな活動に対して、環境政策的な取組を評価すると

というようなものもたくさんあるので、活動も通して、宣言するだけじゃなくて、新しい活動をしていくというところに評価していくということもすごい大事だと思います。

2点目が、これをするときに、この、ごめんなさい、ちょっとイメージが分かんないんですけれども、もし、そういう施策を取られているのならご説明いただきたいんですが、例えば二重窓などの断熱改修やLED化みたいなところで、千代田区の中でこういう事業をしているものがありますよとか、例えばマイバッグ・マイボトルを携帯しますよといったときに、こういう水のステーションみたいなものがこういうところにありますよとか、そういう行動に関する、ああ、これをやってみるとその宣言ができるんだみたいな具体的なイメージとかプログラムみたいなものが出ていると、もっと活動が促進すると思うので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○神河環境政策課長 まず最初に、まちサポとの連携みたいな形のございました。直接現時点ではまちづくりサポート事業、まちみらい千代田のほうで行っておりますけれども、そちらとは正直、まだ連携は取れていない状況でございます。しかしながら、こちらの環境に資するやはり事業提案の制度といったものは、私どもも、ここ2年ほど運用しております、それも今年度、間もなく、また公募をかけて行うような予定でございます。そういった中で、よりよい提案を区政として展開できるようにになればよいというふうに考えているところでございます。

また、二重窓の仕組みとか、こういった補助の仕組みとかもあります。ホームページなんかにも、区の制度だけではなく東京都も同様の制度を行っていたりしますので、そういったものを都や区のものをえますというような形のことで周知をさせていただいているところです。今後、こういった周知、今、皆さんにご覧いただいているこちらの裏面の資料については、これは項目だけを記載させていただいておりますが、ホームページを見ていただくと、もう少し細かな取組が皆さんにお分かりいただけるように記載させていただいているところでございます。ですので、そういったところもホームページを見て、ご覧いただき、皆様がそれぞれ、ああ、どんな行動を取ったら環境活動につながるんだろうなということを意識してもらえるように、ご指摘も踏まえて努めてまいります。

○春山委員 最後に、もう一点。もう一つ、いつも常々ご質問させていただいているんですけれども、やっぱり地域単位で取り組んでいくということがすごく大事だと思います。海外の場合はエリアごとに、こういう環境宣言みたいなものをやっていくというケースがすごく多いので、それをまちづくりの活動とも合わせながら、地域でのエコディストリクト的な活動みたいなものを地域単位で考えていくというところにしっかりと取り組んでいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○神河環境政策課長 地域ごとのまちづくりについては、都市計画マスタープランなどに将来像が描かれておりまして、私ども環境においても、もちろんそういったものを意識していくことになるかと思えます。

それで、私も4月から着任をしまして、地域で環境に関するイベントみたいなもの、開催されているものを幾つか拝見させていただく機会もありました。やはり地域ごとに取り組むというものが行われているんだということも、もう少し勉強させていただきながら、また、ご指摘のような地域ごとの環境に関するまちづくり、それも検討してまいりたいと思います。

○桜井委員長 いいですか。

はい。ほかにありますか。

○小野委員 今回こちらは始まったばかりなんですけれども、この計画の中に、例えば達成度をチェックするですとか取組の振り返りというものが計画の中に入っているのかどうか、教えてください。

○神河環境政策課長 こちらの宣言した内容の振り返りということなんですけど、私どもやはり環境マネジメントシステムというものを区では推進しているものですので、ただ宣言をしてそのままということで終わらせたくないなというふうに思っています。それで、今考えておりますのは、会員の方々に個人であっても事業者であってもメールマガジンを送付したりしております。そういった中で、結構定期的に、そういった皆さんが宣言されている事項について、どのくらい達成できていますか、今後また、どれを新たに加えていきますかみたいな形のこの確認を踏まえられるような仕組みとしてまいりたいと考えているところでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。そうですね。宣言するときは熱が高いんですけど、やっぱり継続していただくことって大事ですので、定期的に確認したり促進したりということをするということによって理解しました。

以前、一般質問でも提案させていただいたんですけれども、先ほど春山委員からあったとおりエリアごとで進めていく。いわゆる点での活動というのは意外とあるんですけれども、それを面に展開していくというところで、例えば、今回は別紙の17番ですかね、この取組をほかの区内企業にも進めますというところなんか、思いがあっても、じゃあ、どうやって周りとの連携を取ったりとか面でこれを広げていくかというところは、なかなか単一企業では難しいのかなと思うんですけど、その辺りについては、どういう支援を考えられていますか。

○神河環境政策課長 地域地域の環境に係る取組の支援ということのご趣旨のご質問だと受け止めさせていただきます。そうですね、私としましては、ちょっと今、まだ検討中のこともございますので、今ここで明言することはできませんが、そういった地域の方々のやはり活動を、区と同じ方向性を向いているということで、何らかの支援ができないかみたいな形のことは検討しているところでございますので、また何かそういったものも形にしていければいいなと思いますが、ちょっと今は私の思いだけのものですので、そのようにご理解いただけたらと思います。

○桜井委員長 技監。

○川又ゼロカーボン推進技監 小野委員、ありがとうございます。今、地域のエリアということは環境政策課長が申し上げたんですけれども、企業間の連携ということは、実は昨日のキックオフイベントの中でもグループディスカッションということでやっていただいて、その後の全体へのフィードバックの発表の中でも、やっぱりこういう機会を区がつくってくれたというのはすごくよかったというようなご意見も頂きまして。我々、宣言というのはある意味入り口だというふうに思っていて、宣言をしてくれるような積極的な企業を集めて、プラットフォームとして千代田エコシステム推進協議会を活用していったら、その中で、いろいろな企業間での連携というものを今後はつくっていききたいなというふうに思っておりますので、協議会のほうの会員にそういった企業になっていただこうという

呼びかけもやっているところでございます。

○桜井委員長 はい。

○小野委員 お願いいたします。以上です。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○大坂委員 基本的なところで申し訳ないんですけども、今回、未来企業宣言、未来事業者宣言という形で二つありますけれども、これ、なぜ二つなのかというところが気になりました。ネーミングのところでいろいろとあったのかもしれないですし、いろいろと思いがあのかもしれないんですけども、やっぱり単純に分かりやすくしたほうがいいんじゃないのかなという印象があるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○神河環境政策課長 こちらを二つの名称に分けたことについてご説明をさせていただきますと、やはり最初、企業宣言みたいな形なのかなというふうに思ったんですけども、それだと、例えば国であったりとか、あと、例えば、そうですね、何か社団法人とか、事業者じゃないよと、例えば町会であるとか様々なNPO団体とか、そういったものもございまして、そういったところがこういった登録をすることに悩まないように、この二つの名称をつくって、どちらか選べるようにしたというような形のことでございます。

○大坂委員 今回、町会とかも入っているわけですね。そうすると、企業と事業者と。で、町会って、じゃあ、どちらを選ぶんだらうとか、いろいろと難しい問題というのが出てくるのかなと思いました。今の説明を聞いてもですね。やはり環境問題というのは分かりやすくしていくことというのが一番重要なのかなと思っています。

特に今回の17項目ですとか、それも実際にやっていて、どこまで自分自身でやっていて効果があったのか、なかなか目に見えてくるものじゃないじゃないですか。そうした中で分かりやすく取り組みやすいものにしていくというのが、こういった政策を進める上で重要なのかなというところがあるので、ネーミングについてもちょっと、分かりやすくしたがりゆえに分かりづらくなっていないかなという心配もありますので。取りあえず今回、これでスタートはしたということにはなりますので、先々、もっといい方法があればネーミングの変更等々も視野に入れながらしっかりと。目的は、これ、しっかりと区内の事業者や個人の方が目標に向かって実践していくことですので、その目的だけは忘れずにしっかりと進めていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○神河環境政策課長 先ほどのご指摘も踏まえまして、なるべくご覧いただく方が内容が分かりやすいように、また、そういった思いを登録の際に手続きがややこしくて途中で中座するようなことのないように、改良を重ねながら進めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 はい。春山委員。

○春山委員 すみません。ちょっと先ほどお尋ねを忘れてしまったので。小野委員からもエリアの面という話も重ねてあったんですけども、エリアマネジメント団体への呼びかけというのは、どのようにされているのでしょうか。

○神河環境政策課長 ただいま区のホームページにおいて今回キックオフイベントの周知をさせていただいたところでございますが、まだ個別に、例えばエリマネの団体とか特定の企業であるとか企業群であるとか、そういったところにまだ周知をいたしているものではございません。今後、やはり、より周知とか効果性なども見ながら、その辺は考えてまいりたいと思います。



○春山委員 ありがとうございます。ぜひ、エリアマネジメントの中でこういうことを活動していくということが、ごみの集約であるとかゼロウェイストであるとか、もしくはウォーカブルなまちにして例えば自動運転をテストしていくとかということも含めて様々な動きが出てくると思うので、その辺、よく連携していただけたらと思います。

○神河環境政策課長 今の貴重なご意見、ありがとうございます。そういったご意見も踏まえて、非常に、もう既に取り組んでいるところもございますし、取組がひょっとしたら迷われているところもあるかもしれません。そういったところに声をかけながら、分かりやすく理解を求めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 いいですか。

はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、次へ行きます。

2番目、夏休みの公園でのボール遊び等について、ご報告ください。

○村田道路公園課長 それでは、夏休みの公園でのボール遊び等についてご説明させていただきます。資料、ファイル番号10番、環ま03、夏休みの公園でのボール遊び等についてに沿ってご説明させていただきます。

昨年も好評だった公園での花火、ボール遊び、水遊び場を今年も実施いたします。

まず一つ目、花火につきましては7月19日から9月7日までの土日、計16日間、錦華公園や和泉公園など8か所で実施いたします。和泉公園においては、昨年、花火ができる場所が狭かったという声を頂きましたので、今年度はエリアを拡大して実施いたします。安全に楽しんでいただけるよう、各公園に消火準備や利用状況見守りのために人員を配置しております。また、お祭り等、他のイベントの実施により花火を実施できない場合は、Xの千代田区アカウントにてお知らせいたします。

二つ目、ボール遊びについてですが、外濠公園総合グラウンドで7月22日から8月29日の祝日を除く月曜日から金曜日の計28日間、小川広場で7月21日から8月29日までの祝日を含む月曜日から金曜日の計30日間と、両グラウンドとも昨年よりも実施日を拡大いたします。また、外濠公園では対象者を小学生までから高校生までに拡大いたします。なお、熱中症警戒アラートの基準値以上となった際は中止となりますので、Xにて同様にお知らせをいたします。

続いて、2ページをご覧ください。最後に3点目、水遊び場になります。水遊び場は7月18日から9月7日までの計52日間、東郷元帥記念公園や千鳥ヶ淵公園など5か所の子どもの池と錦華公園の噴水広場で実施いたします。東郷元帥記念公園では、この後、次にご説明いたしますが、上段部の利用開始に伴い新しい本設の子どもの池を開設いたします。また、お子様の安全確保のため各公園に係員を配置するほか、水遊び場の近くにテントを設置し日陰を設ける予定となっております。

以上で説明を終わります。

○桜井委員長 ご報告を頂きました。この件につきまして、ご質疑がありましたら頂きます。

○大坂委員 子どもの遊び場のことについて少し詳しく聞きたいんですけども、昨年度から始めて好評だったというところなんですけれども、実際、利用実績というのは、どの

程度あったんでしょうか。

○村田道路公園課長 昨年度の実績ですが、花火につきましては計14日間行いまして、子ども、保護者を含めまして約8,200人、8公園合計で来場されました。

○桜井委員長 多いね。

○村田道路公園課長 また、ボール遊び、外濠公園と小川広場につきましては、こちらは遊ばれたのは子どもだけだと思いますので、子どもだけでカウントいたしますと計300人、ご来場されております。

以上です。

○大坂委員 300人というのは、二つ合わせてトータルでということですよ。今年拡充するということもありますし、酷暑もどんどん進んでいけば利用者はどんどん増えていけばいいのかなというふうに思っているのですが、一方で、今日もそうなんですけれども、非常に暑い日が多くなっています。それは去年から今年、また今年から来年になっていくと、またどんどんどん暑い日は増えていくんじゃないのかなと思っているんですけれども、昨年も恐らく暑さで中止になった日というのはあるんだと思うんですけれども、実際、何日ぐらい中止になったのでしょうか。

○村田道路公園課長 実施を予定していた日にちのうち、朝から丸一日中止になった日というのは外濠公園、小川広場ともに2日ございます。そのほかの日につきましては、時間ごとに計測をしております、時間において熱中症警戒アラートの基準値以上になった場合は中止をかけるという形で運営しておりました。

○大坂委員 中止になった場合はXを中心に告知をされているということなんですけれども、区内の小学生向けというところもあって、すぐーるですとか、そういったものについて活用できると、もっと幅広く告知ができるんじゃないのかなと思うんですけれども。これは部署がまたがる問題にはなるんだと思うんですけれども、そういった活用は検討いただけますでしょうか。

○村田道路公園課長 すぐーるにつきましては、いつからいつまでイベント、こういったボール遊びのイベントを実施しますというご案内はしておりますが、その日その日のご案内まではできていないという状況ですので、今頂いたご意見を踏まえまして今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

○大坂委員 ぜひ検討していただければ、利便性は上がっていくのかなと思います。

暑さの問題で今回は午前中中心という形なんですけれども、例えば夕方ですとか、そういった時間に拡大をしていくということも先々を考えていくと非常にいいのかなというふうにも思っています。というのも、子どもたちは学童に夏休みは行かれるという形になると思うんですけれども、学童が終わった後、外で遊べるとか。様々なサポートは必要になってくるんですけれども、そういった形で将来を見据えて、さらに拡大というところも検討していったほうがいいかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○村田道路公園課長 道路公園課で実際、このイベントをやっておりますのは午前中のみとなっております。といいますのも、やはり午前中が気温が日中の中では低いほうということで、実施の可能性が高いということで、そういう設定をさせていただいてございます。

午後につきましては、全部予約を取ってしまうと一般の方々に予約を取りたい方とかも

おりますので、そういった予約枠を空けておくというところと、あと、子ども部でも時間を設定して使ってもらおうというような日時もございますので、そういったところと連携して道路公園課では午前中という設定にさせていただいてございます。

○桜井委員長 環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、まさに、これ、今は3回目だと思っていますので、やっぱり夕方というのもいろいろ議論がありましたので、実績を今取っていますので、これからまた暑い日が続いていって、夕方、もし気温が低い日があるんだったら、使える日が結構出るんだったら、そういうことも考えながら幅広くいろんな方策を考えていきたいと思っています。

○大坂委員 ありがとうございます。本当に、始まったばかりですので、いろいろな方策を考えながらやっていっていただければいいのかなと思っています。個人的には、こういった広場で遊べる日もあれば、例えば学校の体育館ですとか、そういったところで暑いときは遊ぶというような形で、うまく連動しながら子どもたちの選択肢をどんどんどんどん増やしていける方策というのが一番いいのかなと思っているので、しっかりと子ども部とも連携を取りながらやっていっていただきたいというのが大前提です。

もう一つ、細くなっちゃうんですけれども、午前中、遊べるようになるじゃないですか。8時から12時まで。で、先ほども言ったように夏休み中の子どもたちというのは大半が学童クラブに通っているという状況の中で、朝、外で遊んだ後に昼から学童に行行って受け入れてもらえるというような体制というのはできているのか。その辺について、ちょっと細くなっちゃうんですけれども、教えてください。

○藤本環境まちづくり部長 その辺も各部と連携を取りながら進めていきたいと思っています。今、前段で委員ご指摘がありましたように、まず、子どもが「今日、どこへ行ったら、俺、遊べるかな？」というのを今回ホームページで見れるように、子ども部のも、うちのものも一覧で見れるように、それもこれからしていく予定ですので、そういった形で各部連携しながらいろんな選択肢を子どもに見せれるような形を取っていききたいと思っています。

○桜井委員長 はい。いいですか。

富山委員。

○富山委員 2点ほど確認させてください。×アカウントが去年はボール遊びと花火とで、また新しいアカウントをつくってと周知されたと思うんですけど、そうではなくて、中止のお知らせは今年は千代田区アカウントで発信するということでしょうか。

そして、もう一点なんですけど、ボール遊びで外濠公園のほうが今年から高校生まで拡大したということで、遊べる子どもたちが増えるのはいいことだと思うんですけど、未就学児と高校生が同じ場所で遊ぶというのはやっぱり危険も伴うと思うので、それについては日にちを分けるとか時間を分けるとかという、そういう取組はされるんでしょうか。お聞かせください。

○村田道路公園課長 2点、ご質問いただきました。

まず、中止のアカウントにつきましては、今回ご紹介いたしました花火、ボール遊び、水遊び場とも、それぞれ×にて中止のお知らせをさせていただきます。こちらにつきましては、それぞれ千代田区のホームページからもリンクで飛ぶようになっておりますので、

そちらからもご覧いただけるかと思います。

もう一点、外濠公園で小学生と高校生が交じるのが危ないんじゃないかというご指摘、ご意見だったと思います。確かに、そのご心配はあろうかなというふうには我々も考えております。そのために係員を配置して危なくないようにすみ分けをするとか、あと、外濠公園は非常に広いグラウンドですので、その中でうまく分けて運営ができればいいかなというふうに考えております。ただ、必ずしもそういくかどうかというところは、やってみないと分からない部分もあろうかと思しますので、状況を見ながら安全に配慮して柔軟に対応していくということも重要かなというふうに考えてございます。

○富山委員 ありがとうございます。Xアカウントについては、新しいアカウントで発信すると、また新しくフォローし直さなきゃいけない方が増えると思うので、一番大きい千代田区アカウントからの発信のほうが、より区民の方には届くかなと思っております。

外濠公園なんですけど、広いとはいえ、やっぱり高校生の男の子たちが走り回っていると小さい未就学児たちは近寄れなくもなってしまいますので、もともとそういう規定を設けていただいたほうが安心かなとは思っていますので、もうすぐ始まってしまうので難しいかなと思いますけれども、何か注意深く見ていただけるとうれしいです。お願いいたします。

○桜井委員長 2点ね。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 高校生は、本当に中で議論がありまして、昨年、高校生は入れなかったんですけども、やっぱり高校生の行き場がないというところが庁内でもありましたので、で、ここに入れるかどうかというのを議論しまして。やっぱり委員ご指摘のように心配な部分があるかなというところもあったんですけど、広い公園、グラウンドですので、1回ちょっと試しをしてみて、それから、やっぱり高校生ですから体も大きいですし、未就学児と全く一緒にやるというのが難しいことがあれば、途中でいろいろ見直しをして柔軟に、時間を区切るとか、そういうことも考えていきたいと思っていますので、いろいろ検討してやっていきたいというふうに思っています。

○富山委員 お願いします。

○桜井委員長 千代田区アカウントも。

○村田道路公園課長 千代田区アカウントにつきましては、昨年度と同様のアカウントを使用しておりますので、昨年利用された方は、そのままご利用いただければと思います。

○桜井委員長 より分かりやすく、情報が得やすいものにするためには、どうしたらいいんですかという質問者の質問だったの。まあ、検討してみてくださいよ。

○村田道路公園課長 ちょっと先ほどの説明と重複してしまうかもしれないんですけども、千代田区の公園のホームページに行きますとリンクがついておりまして、そこから簡単にアクセスができるというような体制も取っておりますので、そちらも併せてご利用いただければと考えてございます。

○桜井委員長 いいですか。

○富山委員 大丈夫です。

○桜井委員長 いいですか。

はい。ほかに。

○小林委員 まずボール遊びからですけども、この2か所で充実してやっていくという

んですけど、連携、さっき連携の話をした子ども部との連携という話は、同じ役所は予算もあるし分かれるんですけど、利用するほうは関係ないんで。特に、今、子どものボール遊びができるのは、日曜日ですか、子ども部がやっていますよね。ボランティアじゃなくて、指導員か何かを配置してボール遊び、やっていますよね。それとここの関係というのは、何か連携するんですか。そこはそこでボール遊びをやる。全体、ボール遊び、どこでできるかといったら、そのときもできる。もしくは、あれは小さい子ですけどね、で分かれているんだけど、そういう連携をどうしていくのかというのが一つ。

それと、考え方の問題なんだけど、結局、今、子ども部でやろうとしている外濠グラウンドや小川町というのは、身近な場所でボール遊びをするということから逃げているんですよね。逃げているというか、安全なところで。なぜかという、ボールは遊ぶと外に出ちゃうから安全なところでやりたいというのが普通なんだけど、都心でそれを考えると、ここの二つしかできないよとなっちゃうでしょう。そうじゃなくて、もう一回ね、ボール遊びを身近なところ、例えば公園でやってもらうとかという場合にはどうしたらいいかということに考えないと。身近な場所でやりたいですよ、やっぱりね。

そのところの考えを一つとすると、僕は前から言っているんだけど鳥籠方式。鳥籠を作って、カタカタカタって折り畳んで、やるときにカタカタカタって出して、それは区で場所を預かって、使うのはルールをつくって使って出して、また戻すとかという形でやると、身近な場所で鳥籠でできるんですよね。ずっとやるわけじゃないですよ。やりたい時間にちゃんと条件をつければできるというようなのもあるんで、そういう、何ていうのかな、簡易的なことと、もう一つ進んで言うと、鳥籠を公園につくるということとか。普通、公園に鳥籠をつくるということとか、そういう固定的な設備的なことも考えていくのかという。

要するに、身近な場所にボール投げができるところをつくるという考えがあるのか、暫定と固定と、それから子ども部との連携と。その三つぐらいを見解を教えてください。

○村田道路公園課長 まず、日曜日実施しているような催しと連携できているかということなんですけれども、実際、今回、外濠公園と小川広場では、さすがに硬い硬式ボールとかというのは使えないですけども、サッカーボールとかラグビーボールとか、ある程度弾力性のあるボールであれば使えますよと。サッカーであれば思いっきり蹴ることができますよというところが、ここでしかできないものというところで実施させていただいてございますので、同じボール遊びという言葉遣いでも、ここでできるボール遊びというのは、またちょっと違う内容になってくるのかなというふうに考えてございます。

あと、もう一点、もう少し身近な場所でもできないかという話、ご質問なんですけれども、おっしゃるとおり、千代田区全体の中で、ここだけやっていけば、それでやっているというのは、それだけでは不十分な部分というのもあるかと思いますので、例えば、今現在、鉄道の高架下とか、そういういわゆる日常的にデッドスペースになっているようなところを活用して、そこをネットで囲ってちょっとしたボール遊びができるような場所をつくれないうようなことも検討してございますので、また逐次ご報告できたらというふうに考えてございます。

○小林委員 今の話なんだけど、空いているところを使うというのは大歓迎なんで、もうさっさと、さっさと検討というか、もう、すぐ検討してやっていただけないかなというの

が一つですね。

それと、考え方として、本当に、それは、でもさ、限られているじゃん。高架下とかというのは。で、場所も、どこにも高架下があるわけじゃないんで、高架下の場所は限定されると。公園みたいなところは一応みんな遊びに行くところにあるから、そういうところでも可能性があるのかという、可能性を追求するかというところが一つ。検討するか。そうすると、研究すると。研究したまま終わっちゃうということなんですよ。まあ、いいけど。それはいいけど。それね。

それと、今、先ほどボールの質がどうのこうのって、あんまり関係ないんです。それは、そちらの話で。これはこっちで遊んでくださいって、そういう広報を子どもの遊び場も分けてやらないで、全部、ボール遊びは、ここはこういうのができますよ、こういうのができますと、全部示してあげればいいじゃん。自分のところだけでやるなって。自分のところだけでやろうとしないで、遊ぶ、ボール投げをする人が一覧すれば分かるようにしてあげたほうがいいんじゃないですかね。二つ。

○村田道路公園課長 まず、2点目のボールの質についてということなんですけども、先ほどちょっとご質問もあったように、やはりボール遊びをするということは危険が伴うといえますか、周りで遊んでいる方々とのすみ分けというところもございますので、その辺は、例えばネットで囲うとか、そういったやはり設備が整っているところでない、なかなかいわゆるボール遊びというものはやりづらいのかなというところもありますので、設備が整った場所をいかにつくれるのかというのが今後の課題なのかなというふうに認識してございます。

1点目、何でしたっけ。（発言する者あり）はい。身近なところでという話では、そういう硬いボールを使ってということとは、またちょっと違う話にはなってしまうんですけども、例えば、今、東郷公園の下段部におきましては、午後のいわゆる小学生の放課後に当たる時間に、軟らかいボールであれば小学生を対象にボール遊びを実施して、行っていいよというような形で公園を使ってもらってございます。今後も、そういった公園を増やせるかどうかということも今後の検討課題かなというふうに思っています。

○小林委員 検討課題。身近な場所にボール遊びができる、どういう形か分からない、硬い、軟らかいはあるんだけど、そういう可能性を追いかけるかどうかという話なので、それがもう一つね。

次の質問もしておきます。水遊び。水遊びなんだけど、スタートしたときにいつもお願いしているんだけど、小遊具をお貸し出ししますか。じょうろとかね、小遊具。子どものじょうろとか、水をかけるスコップとか。ああ、スコップじゃない、バケツとか、子どもの遊ぶ。本当にちいちゃい子ね。大きい子じゃなくて。あと、浮き輪が何かも貸しているのかな。たしか貸していると思うんだけど、その小遊具がちゃんとスタートから、またスタートからそろっていますかという確認ね。そろっていないと、やっていって言う、ああ、あったんだみたいに出してくるんだけどさ、スタートからちゃんと用意できているかというのと。

あと、着替え用のテント。これも、着替え用のテントもなくて、小さな子どもは公園で裸になっちゃうんです。なくちゃしょうがないんですよ、着替えるところがないから。男の子も女の子も小さい子は。それがよくないというんで、着替え用のテントを作ってもら

ったんですね。そうしたら、それもスタートからちゃんとあるのか。ちゃんとの箇所で準備できているのか。風が吹いて壊れちゃったとか言っていたけれども、この前ね。テントがこの前、風が吹いて壊れちゃったから、ないんですよとか言っていたけど、ちゃんと準備できているのか。

それと、もう一つが、これ、結構やっている時間が長いんですよ。今、昔と違って、昔って、始めたときと違って温度が高い。日差しが強い。だから、パラソルか何か欲しいねというのがあったんだけど、そういう、何ていうのかな、待機する人。未就学児の人も来て一緒にやっているんだけど、日陰がないの。公園の場所、水遊びのところ。あと、ここでやっているサービスをしてくれる方ですよ。安全を管理してくれる方も日差し——ないんですよ、日陰がないんですよ。やっぱり、それも労働環境が非常によくないし。それと同じで、保護者の方も、ついてくると直射日光に。そのときに、要するに保育園で使うようなパラソルを準備するのか。温度があんまり高くなるとやめちゃうんだけど、それでも、やっているときは暑いというのの準備はちゃんと事前にできていますかというのを確認したい。

○村田道路公園課長 まず1点目、今後もボール遊びができる場所を追求していくかというお話でした。やはり千代田区、非常に土地が高度利用されている中で、なかなか新たな土地とかというのを見いだしていくというのは難しい面もあるんですけども、そこはやはり今後もボール遊び、ボール遊びのニーズが高いということもございますので、そこは追求していくべきかなというふうには考えてございます。

続いて、遊具と着替え用のテント、あと日陰につきましては、準備してございますので、最後におっしゃっていただいたように、遊んでいただく方とか保護者だけでなく、係員の方の健康管理というところもちろん我々としては責任を持ってやっていかなきゃならないかなというふうに思っています。

○桜井委員長 はい。

ほかに。いいですか。

入山副委員長。

○入山副委員長 花火から、まずちょっとお伺いさせていただいて。去年からの政策ということで、14日間で8,200人ということ、かなりのニーズがあったのかなと思うんですけども、課題、まあまあ、あるのかなと思うんですけども、東郷元帥記念公園と和泉公園の2名という運用体制、これについて、どうした理由で2名になっているんでしょうか。

○村田道路公園課長 この二つの公園に係員2名配置の理由ですが、まず、東郷公園につきましては利用者が非常に多いというところでございます。すみません。はい。

もう一つ、和泉公園につきましては、先ほど申し上げたように、去年は実施できるエリアが狭かったという意見を踏まえまして、という意見があったんですけども、和泉公園内の芝生が生えていない園路のところだけで行っておりました。ただ、今年につきましては園路だけではなく、いわゆる芝生がちょっと枯れているような、そういったエリアも活用しながら実施したいというふうに考えています。とはいえ芝生が多少生えてはいるところではございますので、燃え移らないように、すぐに消火できるというようなところも踏まえて人員を多く配置しているというところでございます。

○入山副委員長 各おのおのの場所ではこういった理由があるのかなと思うんですけども、東郷元帥記念公園も錦華公園も新しくなって、きれいになって、遊具なんかもきれいに使われていると思うんですけども、人工芝があったり芝生があったりというところを見ると、そこら辺は気をつけて見てくださるのかなと思うのと、あと、周知について、Xとかを使って利用者には周知しています。で、近隣の方々には、近隣への事前周知というのはどのような形でやっていますか。

○村田道路公園課長 近隣の方々につきましては、こちらの資料の1の（5）にも書かせていただいているんですけども、委託の係員のほうでビラまきをして周知をさせていただいております。

○入山副委員長 まあ、ビラで配ってということなんですけども、前回、近隣のいわゆるテナントさんというか会社の方がやっぱり知っていなくて、煙がすごかったもので、びっくりしたというのでクレームというか苦情があったことがあるので、ぜひ、そこら辺はしっかりやっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 そういったご意見も当課では伺っておりますので、その辺には気をつけながら、係員にも事前に周知の上で運営していきたいというふうに考えてございます。

○入山副委員長 ボール遊びの件ですけども、外濠公園のほうは広さがあるということで、ボール遊びというのは、いわゆる野球とかはできないけども、ボール投げとかサッカーとかラグビーとか、そういうことはできるということでよろしいですか。

○村田道路公園課長 野球も、軟らかいボール、いわゆる硬式、軟式のボールを使ってということでは禁止ではあるんですけども、軟らかいボールを使っている野球なら行っていたくことはできます。はい。

○入山副委員長 最後に。もともと公園でボール遊びができたと思うんですね、僕らが小ちゃい頃は。それができないのは、どうしても大きいお子さんと小さいお子さん、先ほど富山さんが言っていたように完全なすみ分けができれば、もうちょっといろんな利用価値があるのかなって思うところと、あと、小川広場のほうはちょっと狭いと思うんですけど、この人数の制限とか、そういうのはやるんでしょうか。

○村田道路公園課長 そうですね。小川広場につきましては、おっしゃるとおり狭い部分もございますので、そうですね、そこは特に何人までという制限は明確には設けてはいないんですけども、あまり混み合ってしまうとけがをしまうおそれがあるので、そこは運営のほうで柔軟に対応しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 いいですか。

○入山副委員長 はい。

○桜井委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、次へ行きます。

3番目、東郷元帥記念公園の上段部利用開始について、報告をしてください。

○村田道路公園課長 続きまして、東郷元帥記念公園の上段部利用開始についてご説明させていただきます。資料番号11番、環ま04、東郷元帥記念公園の上段部利用開始についてをご覧ください。



東郷元帥記念公園につきましては、令和4年4月の下段部に引き続き、来月の7月18日金曜日の午前9時から上段部についても利用を開始いたします。上段部は先ほど申し上げた子どもの池のほかに、車椅子の方も砂に触れ合える砂場や一人では乗ることの難しい小さなお子様でもベルトを装着することで安全に乗れるブランコなど、インクルーシブな遊具が充実した広場となっております。

また、地域の方々からの要望を踏まえ、安全かつ安心してご利用いただけるよう、上段部、下段部ともに2か所ずつ、計4か所の防犯カメラを設置いたします。

なお、内覧会を利用開始の1週間前に当たる7月11日金曜日の10時から開催しますので、後ほど議員の皆様にもポスティングによりご案内させていただきます。

続いて、2ページをご覧ください。上段部開放後は中段部の工事に入っております。これに伴い、現在、東郷坂の脇に設置している仮設通路を7月19日から閉鎖いたしますが、夏休み明けの9月には二七通りへ直接アクセスできる仮設代替通路を開放する予定です。工事は土壌対策工事から植栽やベンチ等の設置、園内舗装などを順次実施し、令和8年4月の利用開始を目指してまいります。

以上で説明を終わります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

この件につきまして、質疑がありましたら頂きます。

○小野委員 いよいよ待ちに待った上段部というところで、今回、インクルーシブ遊具の導入と、それから防犯カメラがついたということで、大きく変わるところに本当にありがたいなと思っています。今回、防犯カメラがつきましたので、ある程度モニターはできると思うんですけども、やはり夏休みに入るということもあって、引き続き有人で、いわゆる人が誰か見回るというのも、もしかしたら必要なのかなと思うんですけども、その辺りについての対応というのはどのようにお考えでしょうか。

○村田道路公園課長 おっしゃるとおり防犯カメラを補完するような形で、千代田区では青パト、青いサイレンのパトロールカーが夜間も回っておりますので、そちらと連携して防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

○小野委員 ということは、基本、青パトが回るけれども、公園の中を巡回するような方が特別いらっしゃるというわけではないという捉え方でよろしいですか。

○村田道路公園課長 日常的には園内を夜間、誰かが見守っているという形、体制は取ってはいないんですけども、年に一、二回、道路公園課の職員が、（「週」と呼ぶ者あり）、ああ、ごめんなさい、週に一、二回です、すみません、道路公園課の職員が夜間の状況を確認しているというところでございます。

○小野委員 はい、分かりました。トラブルが意外と増えていて、そのお声もかなり届いているのではないかなと思います。防犯カメラがつきましたということを知ることによって、ある程度の抑止力というのはあると思うんですけども、やはり油断ができる状況ではないことと、やっぱり夏休みに入るということで、そこは注視する必要があると思いますので、週一、二回というところではあるのかもしれませんが、近隣の方に周知だけではなくて、青パトと、それから地元の警察ですとか、その辺りも連携をして、しっかりと子どもたちの安全を守るというところは引き続きやっていただきたいと思いますので、ぜひ、しっかりとご検討をお願いしたいと思います。

○村田道路公園課長 貴重なご意見、ありがとうございます。おっしゃられるとおり、道路公園課だけではなくて地域の安全を守る各部署と連携をしまして、東郷公園の安全・安心の確保ということに努めてまいりたいと思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○春山委員 2点、確認させてください。1点目、内覧会は、どなたが対象で、こういった形でご案内をされているのか、対象範囲のところを教えてください。

2点目が、ちょっと図面だけでは分からないので確認させていただきたいんですけども、今後のスケジュール。ああ、まず、本当に皆さん、長い間待ち望んでいた開放が大分進むというところで、本当にありがとうございます。夏の期間の、今度、中段広場の工事が始まるということなんで進めるということなんですけれども、上のところへのアクセスは中段広場との間に通路を設けるという形になるんでしょうか。

○村田道路公園課長 2点、ご質問いただきました。

まず、内覧会の対象者につきましては、ここにご案内のとおり、午前10時から、まず議員の皆様のみを対象に実施させていただきます。その後、一般の方々、協議会のメンバーとか、そういった方々もご案内させていただく予定です。はい。

続きまして2点目、仮設通路の話ですかね。はい。つきましては、中段広場のところは既に工事を行っておりますので、ずっと囲っておりまして、二七通りと上段広場の端っこといいますか、そこをつなげさせていただいて、上段広場を通じて下段まで下りていただくことができる動線を確保いたします。

○春山委員 ここの中段広場というか、上のところに自転車で来る方々の自転車がすごく置いてあるときと、あと、公園を使わない人たちも今、公園を突っ切っていく方もすごく多くて、ここの上段広場が開放されることによって人が増えるかもしれないと思うんですけども、そのときに、ここのアクセスのところが、何というんでしょう、子どもたちに危険がないように。すごく通行量が多くなったりして、ここが囲われているところの狭い空間というところも、ちょっとそこは気になるので、開始してから、よく注視していただきたいと思います。あと、自転車の置場が多分増えるのかなということも予測されるので、その辺り、開始した後に状況をよくウオッチをしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 貴重なご意見、ありがとうございます。自転車というところ、そこも、おっしゃるとおり、非常にスピードが出て子どもにぶつかってしまうと危険ですので、そこは、ちゃんと状況をしっかり確認の上、もし危ない行為をされるような方がたくさんいらっしゃいましたら、ちょっと柔軟な対策を考えていきたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。この件ありますか。

○小林委員 すみません。この公園内防犯カメラの設置は、どういう基準でどういうふう to 実施されるのか。

○桜井委員長 えっ。実施。防犯カメラですか。

○小林委員 はい。防犯カメラ。

○桜井委員長 防犯カメラ実施というのは。

○小林委員 設置するでしょう。

○桜井委員長 設置の基準みたいなものですか。

○小林委員 そうです。設置の基準がどうなっているのかということと、運営は誰がして、管理は誰がして、保守は誰がするのか。

○桜井委員長 そういうこと。

○村田道路公園課長 まず、設置管理、こちらにつきましては、道路公園課のほうで行ってまいります。基準といいますか、場所ということですかね。

○小林委員 いやいや、公園に……

公園に防犯カメラを置くという決まりがないと、できないでしょう。勝手に置けないでしょう、防犯カメラ。

○桜井委員長 防犯カメラ基準みたいなものというのは、特になんですか、それは。

○小林委員 あるでしょう、要綱。

○桜井委員長 分かる。（発言する者あり）大丈夫ですか。

○藤本環境まちづくり部長 防犯カメラは、もともと国のほうで個人情報保護委員会が細かい規定を出していますので、その基準にまずのっとるということと、それによると、なるべく——なるべくというか、極力、条例とか要綱をつくって設置することになっていきますので、それに従って要綱をつくって、うちのほうで設置しています。

○桜井委員長 いやいや。設置、最後のところ、聞こえなかったんだけど。うちのほうで設置しているですか。

○藤本環境まちづくり部長 設置します。

○桜井委員長 します。

○藤本環境まちづくり部長 はい。要綱……

○桜井委員長 じゃあ、その要綱はまだつくっていないの。

○藤本環境まちづくり部長 要綱はつくってあります。

○桜井委員長 つくってある。

○藤本環境まちづくり部長 はい。

○小林委員 防犯カメラって、ずっと課題で、みんな、公園につけたいんだけど、つけられなかったのよ。役所がやらないから。でも、今回やるんでしょう。ここだけですよね、役所が。（発言する者あり）えっ。錦華公園。じゃあ、管理は学校に持っていくの。データ、データはどこに置くの。俺じゃなくて。どこに。

○藤本環境まちづくり部長 設置は千代田区ですので、千代田区のほうでデータも管理していくということです。

○小林委員 そうすると、整理できているんだろうかというのが質問の要点です。いや。仮に問題になっていたのは、公園につけられなかったの、今まで。なぜかということ、役所がやらなかったから。それで、例えば、芳林公園もついているんだけど、これは末広町会が管理しているんですよ。それは移管したんですか。移管しているんですか、末広町だけが芳林公園をやったって、しょうがないでしょう。だから、そういう整理ができているんですかと聞いている。一方で、民間にやってもらっていて、管理費を払ってもらっていて、ある公園は区が全部管理していくというところが、ちゃんと整合性ができてやっているんですかと聞いている。だから、基準があるのかって。で、そこがやっているんであれば、

今の芳林公園みたいなのはどういうふうに見直したり、やったりするのか、話し合ってきているんですか。

○藤本環境まちづくり部長 今までの経緯というのも聞いています。区のほうで設置してこなかったということは聞いています。それは、これまでの経緯があって、そのとおり——それはその経緯があるので、それはそのまま延長していくと。ただ、錦華公園とか、東郷元帥記念公園とか、これは防犯カメラがもう必要になってきているときなので、もう区のほうで、これは、設置できるところは設置をしていくという方針でやっています。

○小林委員 今、さらっと言ったんだけど、今までやっているところはやってもらってって、それは矛盾しないですか。だって、公園でしょう。公の園で民間に頼んでいて、そこは、今までどおりやってもらいましょう。自分たちがやる所は大切に、安全を確保して、同じだよ、目的は。公園の中の安全を確保するために防犯カメラを置いていて、たまたま今まで基準がないから、区の基準がなかったから、芳林公園みたく、先進的にやっていたところは、やっていただいたところは、町会に負担していただいてとなっているんですよ、今。そこは今までどおりやってください。だけど、自分たちが危険と思ったところは自分たちでやりますというのは、矛盾しませんかって。

○藤本環境まちづくり部長 多分、区はそういうふうな整理を、これまでいろいろ整理がつかなくて、進んでこなかったんだと思います。世の中には、今までいろんな経緯があってやってきたこと、それから、新しく始めたこととか、いろいろありますので、とにかく今はこの公園に、区立公園に、東郷元帥や錦華公園はもう地元から欲しいと言われている中で、その整理がつかないと入れられないというのではなく、まず入れてから、いろいろ物は考えていく必要があるかなと思って、そういう意味で入れていっています。もし、この後、芳林公園でしたっけ、とかも整理が必要であれば、そのとき、今後どうするかということは考えていけばいいかなというふうに考えています。

○小林委員 それは逆だよ。だって、芳林公園を管理している末広町の、知らないもん、東郷公園で区が管理しているなんて。知らないでしょう。教えているんですか。東郷公園とか、こっちの公園は役所で管理していますけど、芳林公園は今までの経緯があるんで、末広町で管理してください、よろしいですねなんて聞かないんでしょう。ただ今までやっていたとおりやっていくだけです。そういうところを見直さなくちゃいけないんじゃないですかという指摘です。

○村田道路公園課長 おっしゃるとおりです。東郷公園につきましては、先般、ちょっと子どもの方の安全が脅かされるような出来事もありましたので、そういったところもあって、急遽設置することに決めました。ただ、じゃあ、ほかの場所をどういうふうにしていくかというところの整理というところは、ちょっとこれからになってしまうかもしれないんですけども、そこはちゃんと整理をつけていかないとというふうに思っておりますので、引き続き取り組んでまいります。

○小林委員 早急をお願いしたいと思います。公園、ほかの公園だって、防犯カメラをつけてもらいたいという意見を取れば、つけてくれという意見が出てきます。だから、その辺は早急。

それと、もう一つは、今、部長がご答弁された中で、いろいろ時代も変わって、危険なところには対応していきたいと言ったんで、ちょっと、もう一歩進んで聞くんですけど、

同じような考えで、通学路につけてくれと言われた。通学路に危険な箇所があるから、特に秋葉原なんかは危険な場所があるんで、いろいろな事件が起きているんで、通学路につけてくれという要望がずっとあるんですね。そういう公園だけではなくて、そうやって、部長が言われたご答弁だと、そういうところにも対応しなくてはいけないんじゃないかと思いますけど、ご見解を。

○藤本環境まちづくり部長 通学路になると、環境まちづくり部の所管ではなくなってくるので。

○小林委員 どこがやるの。

○藤本環境まちづくり部長 ただ、ただそのニーズがあるかどうか、区民のニーズがあるかどうかということで、やはり行政サービスは考えていくべきだと思っていますので、そういう要望があることであれば、各部とも連携しながら、どうするか考えていく必要があるかなと思っています。一言、もう一言言わせていただくと、もう防犯カメラというのは、オリンピックがあって、その前に、各、日本中いろいろつけていった中で、千代田区は非常に進んでいないところがありますので、今回は、東郷元帥と錦華公園はつけたというところがあるので、今後、整理が必要であれば、いろんなことを整理して、必要なところにはやっていくべきだというふうに考えています。

○桜井委員長 ちょっと待って。

防犯カメラについては、今、東郷公園の設置について、報告を受けています。で、防犯カメラについては、確かに小林委員おっしゃるように、学校の周辺だとか、登下校場所に設置したらどうだという声があって、今回、樋口区長の、何だ、どこの場面だったかな、設置するという話が出ていますよね。そういうことも含めて、防犯カメラ、非常に、我々、議員の名の中でも関心のあるところだし、そのきっかけを、今、小林さんがつくっていただいたので、東郷公園の設置については、設置については、ご報告を今頂きましたので、改めて、防犯カメラ、これはうちのところになるのかね。（発言する者あり）地域振興部。そっか。地域振興部か。

○小林委員 やっているのは地域振興部です。

○桜井委員長 補助金なんかは、地域振興部の関係になるわけね。

○小林委員 そう。

○桜井委員長 道路との関係で、道路公園課の道路との関係で報告をしていただくことはできないかね。いや、今——ちょっと休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時12分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

大変、防犯カメラについては、関心事のある、区民の安全・安心に資するものでございますので、当委員会の中でも、特に、今、この東郷公園のところに関連をしてきている区内の公園の中での防犯カメラの設置、今後、検討するというようなお話も先ほど頂いていますので、ちょっと整理をしていただいて、どんなものだったらできるのかとか、ちょっとそこら辺を整理していただいて、改めてまたご報告をしていただくようお願いしたいと思います。また、地域振興部、ほかの部とまたぐものとなるものについては、一旦、正副で預からせていただいて、何かのタイミングで、皆様方にもご報告ができるような、そ

のような仕切りにしたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

この件、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、次、行きます。

4番目、食品ロス削減絵画・標語展について、報告してください。

○千賀千代田清掃事務所長 それでは、環境まちづくり部資料5、ファイル、PDFのファイル番号12、環ま05になります。食品ロス削減絵画・標語展についてのご報告でございます。

まず、1、概要です。本区では、令和6年3月に策定しました食品ロス削減推進計画を踏まえまして、その中でも、学校教育における取組の推進といったことがございます。そういった意味で、未来を担う子どもたちへの食品ロスの意識啓発の取組の一つといたしまして、昨年度より食品ロス削減絵画・標語展に取り組み始めております。令和年7年度も引き継ぎまして、食品ロス削減絵画・標語展を開催するということで、この夏休み期間中に作品を募集するというものでございます。

以下、募集の概要ですが、まず、2、募集対象でございますが、小学生の部は4年生から6年生の児童、中学生は、中等教育学校の前期課程も含む全学年ということで、区内の在住・在学の児童・生徒さんが対象でございます。

3の募集期間でございますが、夏休みを挟む令和7年7月1日から9月5日までということでございます。

募集方法、4でございますが、区内対象学校に対して、募集案内を送付します。また、広報千代田やホームページにても周知し、募集をかけております。あ、かけることとしております。

5の優秀作品の選考・表彰でございますが、絵画・標語それぞれ区立小中学校の先生にその選考をお願いするというものでございまして、表彰等につきましては、最優秀賞以下、優秀賞、佳作を選定いたします。その中で、特に最優秀賞の4組、絵画・標語のそれぞれ小学校、中学校の部でございますが、こちらにつきましては、本年10月30日に千代田区で開催を予定しております「第9回食品ロス削減全国大会 in 千代田」の壇上において行うということを予定しております。

最後に、6、作品の展示・活用でございますが、まず、作品の展示につきましては、食品ロسم月間である10月に区民ホール、それから、全国大会当日は、会場となっております大手町プレイスのほうでも行います。そのほか、活用・周知ということでは、ごみ収集車へのラッピングなどを行い、今後の啓発活動、啓発事業にも活用してまいるところでございます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

この件について、ご質疑ありましたら頂きます。

○小野委員 一つだけ。こちらは、食品ロス削減推進計画の下での活動、取組だということ

とは分かるんですけど、先ほどのちよエコヒーロー宣言などとの連携というのはあるんでしょうか。例えば、別紙でいう4と5というところは、こういうところとリンクするのかなと思うんですけども、その辺についてだけ確認させてください。

○千賀千代田清掃事務所長 そうですね。この食品ロス削減絵画・標語展、区内の小中学生、まず、そういう作品を募集するということで、今、展開をしているところでございます。そういった中では、食品ロス普及啓発というところで、そういったちよエコヒーローというところもあるというところ、併せて周知なども取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小野委員 はい。お願いします。それだけでした。

○桜井委員長 はい。いいですか。

○小野委員 はい。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○小林委員 せっかくこういう作品ができて、展示・活用というところが少し足りないかなと思います。区民ホールは一定期間しかできませんよね、掲示が。10月のいつときでしょう。大手町ブレイスはどこにあるか知らないけど、そこも区民がそろそろ行くわけではないですよ。もうちょっと見やすい場所とか、要するに、せっかくこういう表彰できるような作品ができたときには、皆さんに見てもらう機会を多くするというところで、まちづくり部長にお願いしたいんだけど。飛びましたので。

ここにあれがないけど、例えばですよ、これ、前から、僕は言っているんですけど、一定期間、例えば、再開発でも何でもいいんですけど、大きなところでシャッターが下りて、要するに、工事現場の防音壁が下りていたり、再開発のところに絵を飾ってほしいとかと言っていたんだけど、こういうのも飾る場所があると、非常にたくさん人が通る場所だから。それから、地域のある代表的な建物の建て替えのところは、皆さん、興味を持っているから、そこを歩くから、そういうところに民間の企業にお願いして、貼っていただくとか、発表の場にさせていただくとか、そういうのをやっていくと、さっき、ちょっと議論していたけど、身近になるのよ、子どもたちも、まちも、そこに置くということで。そういうのを考えてほしいなと思うんで、これは、まちづくり部長が頑張らないとできないと思うんで――あ、担当だ、担当が頑張らないとできないかもしれないんだけど、そういう、何というのかな、皆さんがたくさん見る場所を、区の未利用地でもいいんだけど、そういう、例えば、再開発の場所、新しく物ができる場所で、人がたくさん行き来する場所に、そういう一定のこういう作品を飾っていただく、飾って見ていただくというような発表の場をつくってあげたいなと思うんですね。思いませんか。思うでしょう。

いや。部長、部長はまちづくり部長、部長はそうだ、そうだと言うだけじゃ、こっちは実行部隊だから、やると言えばいい。置いておいて、そういうほうが、せっかく子どもたちが募集してきて、出てきたものをたくさんの方に見ていただくというほうが、やった人にもいいし、千代田区も何か気持ちが入っているように見えるんだけど、どうですか。

○藤本環境まちづくり部長 委員ご指摘のまさにとおりだと思います、これについては。おっしゃるとおり。

私、ここに来て、ごみの集積、ごみ収集車のラッピングの展示ということで、これ、まさに、本当に、昨年、ごみ収集車に絵が飾られて走っている。これも本当によいなと思っ

たんですけども、今、ご指摘のとおり、もっと長い時間、多くの方々に、多くの子どもたちが展示、せっかく書いてくれた絵を見せられるように、今、ご指摘の壁とかは、いろいろ景観の問題とか、景観の審議会の問題とか、いろいろありますので、そうでなく、様々な手法をこれから考えていきたいと思っています。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、次に行きますが、ここで、ちょっと休憩を取りましょう。ちょっと休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時33分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

入る前に、報告に入る前に、委員の皆さんにご了解を頂きたいと思いますが、今、理事者の部課長の皆さんにご答弁いただいていますけども、その後ろに、今日、いるときとないときがありますけど、所管の方が後ろに控えていただいて、より正確なご答弁を頂くために後ろに控えていただくことがありますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、始めます。

報告事項の（５）番です。ウォーカブルなまちづくりの取組みについて、報告してください。

○榎原エリアマネジメント推進担当課長 それでは、ウォーカブルなまちづくりの取組みについて、ご報告をさせていただきます。ファイル番号１３番、環境まちづくり部資料６をご覧ください。

まず、項番の１、昨年度実施をいたしました実証実験の実績について、ご報告をいたします。区は、都市計画マスタープランで示す将来像「つながる都心」の実現に向けた取組として、令和４年の６月にウォーカブルまちづくりデザインを策定し、以降、３年間にわたって、プレイスメイキング、居心地のよい場所づくりに関する実証実験を行ってまいりました。

令和６年度については、地域主体の活動について、計１５件、ご提案を頂きまして、そのうち、５件を採択し、実施に至っております。また、千代田区主導の取組についても、１件実施をしております。令和６年度の実施した各取組について、名称と開催場所、実施時期、取組内容については、資料に記載のとおりとなっております。

なお、それぞれの取組の提案者については、上から三番町町会、富士見小の地域コーディネーター、千代田区キャンパスコンソーシアム、神田駅西口商店街振興組合、大妻女子大学の学生や先生方、また、地域の方で構成をされた番九クリスマスマルシェ実行委員会となっておりまして、それぞれ多様な方法により、パブリックスペースに滞留空間、お子様の遊び場等を創出し、参加者の満足度の高い取組が行われております。

また、各案件について、詳細な実績報告書がまとめられており、こちらは、千代田区のホームページで公開をしております。昨年度の分だけではなく、令和４年度、令和５年度



の実証実験の結果も併せて活動実績報告書はホームページでご覧いただくことができるようになっております。こちらの報告書については、活動概要や実施までのスケジュール、どのように企画準備を行ったか、また、実施体制はどのような形を取ったか。それ以外にも、広報活動の手法であったり、取組を振り返ってみての成果や課題、収支状況等が整理をされております。

実証実験の結果は、区はもちろん、共有のノウハウの積み上げとして、各実施主体の皆様にとっても、今後に向けて大変有用なものであると認識をしております。課題として挙げられていました地域の合意形成、警察との協議、また、広報手段、運営資金、マンパワーといったような点に関しては、今年度、現在応募をしている案件の中でのヒアリングを通して、各団体に対して重点的に事前確認等を行っておりまして、各取組の円滑な実施の支援につなげてまいりたいと考えています。

続いて、資料の項番2をご覧ください。4月25日、本委員会で口頭報告いたしましたウォーカブルなまちづくりの活動募集につきまして、12件、提案を頂いております。本年度からは、本格実施ということで、区はその取組について支援を行っております。この間、提案者へヒアリングを行ったほか、交通管理者である各警察や庁内の関係部署との協議を行ってまいりました。今後は、各協議や地域の合意形成の状況を踏まえまして、実施が確定した案件から、適宜、周知を図ってまいりたいと考えております。

本日は、今後実施をいたしますウォーカブルなまちづくりの活動募集の第2弾の内容について、ご説明をいたします。こちらについては、既に広報6月20日号でも周知をしており、今後、7月1日から区のホームページにおいて詳細をご案内する予定となっております。地域の皆様に対する周知については、前回同様、改めて各出張所にも相談をしておりますが、各委員の皆様におかれましても、周囲で取組に関心をお持ちの方がもしいらっしゃれば、お声がけいただけますと大変幸いです。

今年度、合計15件程度、取組の支援を行いたいというふうに予定しておりまして、ウォーカブルなまちづくりを通して、地域課題の解決、QOLの向上を推進してまいります。ご説明については以上です。

○桜井委員長 はい。このことについて、ご質疑ありますか。

○春山委員 幾つか確認をさせてください。

1点目が、これまでの過去3年間の実証実験で、今後継続していくということが区のほうで把握しているものが何件中何件あるのかというのが1点目。2点目が、区の考え、今後のウォーカブルの定義なんですけれども、これまでの実証実験にいろんな課題であるとか、成果であるとか、それによって、どういう効果があったのかというのをどう捉えられているのかというのを、まず、お伺いしたいんですが、ウォーカブルの定義というのが、これまでの検証の中で、空間を一時的に何か事業の在り方を変えることで生まれる人の活動であるとか、つながりという意味での、その空間を出ていくということで、近くに歩いていくという意味でのウォーカブルというウォーカブルの定義と、そもそも歩きやすいとか、空間自体がそういう空間なので、ウォーカブルであるというウォーカブルの定義と、二つ意味合いがあると思うんですけれども、その辺、どう整理されて、今後実施されていくのかというところと、それが一時的に閉鎖してイベントなりをするという意味での道路空間の在り方なのか、常時、車と人が共存していくような道路空間の在り方をイメージし

ていくのかというのは両方あると思うので、その辺の整理と、どちらも考えているのか、もしくは、もう今見ると、今までの実証実験は前者のほうばかりなので、そういう方向のウォーカブルというのを考えられていくのかというのを、お考えをお聞かせいただけますか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 何点かご質問いただきました。

まず、過去3年、実証実験を行ってきた取組について、今後の継続意向について、どのように把握をしているかという点のご質問に関してですが、こちらは、令和4年度が3件、令和5年度、令和6年度がそれぞれ5件ずつ、地域主体の取組としてはウォーカブルな取組を行っていただいているところです。ちょっと、それぞれの各団体に対して、定期的であれ、ピンポイントであっても、どのように継続的な実施をしていくかというのを全て把握しているものではないんですけれども、例えば、過去、採択をした案件の中でも、今年度の取組について、少し姿を変えて、少しスケールアップしたりとか、内容を改めたりした形で改めて応募したりいただいている案件もありまして、そういう意味では、全てではないにせよ、定着してくるような取組についても、一定程度は生まれてきている状況なのかなというふうに考えております。

続きまして、ウォーカブルの定義であったり、あとは、これまでの取組の成果といったような観点のご質問も頂きました。ウォーカブルの定義については、一義的には、やはり地域の皆様、まちを訪れる方々が歩きたくなるような空間をどのようにつくっていくかというところの重要性が一番大きいのかなというふうに考えているところです。確かに、これまでの区がウォーカブルの取組で募集をした案件については、比較的、イベントというか、単発で行っていただくものが多いというところはあったかもしれません。そういった意味では、今後に向けての課題の一つとして、いかに常時そういった空間を提供できるかであったりとか、継続して単発ではなく何回も行っていただけるですとか、そういったところを、ウォーカブルの定義から考えても、いかにやりやすいような状況を区としても支援できるかといったような点は、非常に重要だなというふうに考えています。

効果につきましては、こういった、今回、かなり例年と比べると採択の件数も増やして行っていくところではありますが、こういった実績がどんどん積み上がることで、地域の方々も、私たちもやってみようかというような形で認知していただけた部分というのはどんどん高まってきているかなというところは感じているところです。また、協議を行っている各警察や町内の各部署に関しても、これまでの実績の成果もあって、当初とは大分違った形で、どうやっていけばうまくできるかという観点から、それぞれ相談には応じていただけるようになってきている部分はあるかなというふうに思っていますので、そういった点も一つの効果としては挙げられるものと考えています。

○春山委員 ご説明ありがとうございます。

そういった意味では、改めて確認させていただくと、この本格実施、今年度、本格実施というのは、今後、この継続的にウォーカブルな空間利用というのをやっていけるような取組も含めてサポートしていくというお考えでよろしいですか。代表質問で、まちづくり担当部長が道路再編という考え方も含めて、区としてウォーカブルを考えていくというふうにご答弁は頂いているので、ただ、改めて、その点を確認させてください。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 今年度から本格実施ということで、昨年度まで

は実証実験という名称を用いてまいりましたが、実証実験については、あくまでも、それぞれ単発というか、そのとき限りの取組というニュアンスもあって、協議とかでも特例的な取扱いということで、それぞれ相談に応じてきていただいたところではあるんですけれども、今後、本格実施ということで対応していくに当たっては、今、委員おっしゃっていただいたとおり、やはり継続して恒久的な形でどうやっていけば、制度を変えていけるかですとか、そういった観点からの取組を推進していくという意味合いで考えております。

○春山委員 最後。

日本の法制度上、ほかの国はウォークابلを始めたときに、すぐに道路交通法を改正して、道路交通法に近いものを改正して、道路を再編できるようにしたりということをスピーディーにやってきている中、なかなか日本はその警察協議のところが本当に大変で、全員同意を取らないとできないとかという意味では、なかなかウォークابلは進まないで、ぜひ、区のほうも大変だと思うんですけれども、警察協議を積極的にやっていただけたらと思います。大阪市とか松山市はもうかなり密に警察、最初大変だったらしいんですけれども、警察との協議を苦労されたとおっしゃっていましたが、やっぱり、その連携がエリアごとに区切っていくのか分からないんですけど、もっとスムーズにできるような体制をつくっていただけるといいかなと思います。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 警察協議に関しては、先ほど実績報告書の中で上がっていた課題の中での一つの大きな要因としてもお伝えをしたところですが、区が今回採択した案件に関しての様々な支援を予定しておりますが、その中でも、やはり協議の際のフォローというところは重要な点だなというふうに考えております。地域の方だけではやはり難しいところもありますし、区としては積み上げてきたノウハウというところもあるので、そういったところを踏まえながら、警察の皆さんにもこういったウォークブルの考え方について、より深く認識していただけるような形で、協議を通じて、こちらからも主張としては行っていきたいというふうに考えています。

○春山委員 はい。よろしくお願いします。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、次、行きます。6番目、神保町地域のまちづくりについて、ご報告ください。

○吉田地域まちづくり課長 それでは、5月28日に立ち上がりました神保町地域まちづくり協議会について、ご報告させていただきます。

なお、資料は14番から18番、また、環ま071から075の五つでございまして、こちらは、当日、5月28日の資料とその議事要旨となっております。お時間がございしますので、ポイントを絞って報告させていただきます。

まず、資料の14番、7-1、こちらが当日の次第等で、2枚目に神保町地域まちづくり協議会の設置要綱を記載しております。

まず、こちらのこの協議会が何なのかというところから説明させていただきますと、神保町地域に住み、働く多様な人々が意見交換を行いながら、地域の将来像やビジョンを共有して、理想の将来像の実現のために何をすべきかということを検討することで、地域主

体の安全で安心して快適で、そして、魅力があるまちづくりを進めることを目的として、この協議会を設置しております。

構成委員は、この2枚目の別表となっている右側のところに記載しているとおりなんですけれども、古書店の方々をはじめとして、また、出版社だったり、新刊の書店さんだったり、あとは、近隣の大学や、あと、町会であったりとか、業種の垣根を越えた方々と一緒に検討を進めていっているところです。座長は、神田の地域に非常に精通されている東京都市大学の中島先生にお願いしております。

本協議会は、まちづくりのハードの部分の検討というのが当面は主となっていきますが、事業や文化の継承であったり、そういったことを考慮せずに神保町でのまちづくりの議論は進みませんので、区からは、環境まちづくり部だけではなくて、地域振興部も参加しているところです。また、委員には入っていないんですけども、関係団体として、東京都にも出席を頂いているところです。

次、資料7-2、15番の7-2を説明いたします。こちら、協議会での当日の事務局の、区側の資料となっております。

過年度の調査だったり検討内容を踏まえて、神保町エリアの動向、そして、神保町エリアの現況、魅力やポテンシャル、そして、課題、弱みだったりとか、そういうことだったり、あとは、現況を踏まえてのまちづくりのポイントといったものを示しております。

こちらの2枚目、神保町エリアの動向で、都市計画マスタープランというところに記載のとおり、都市計画マスタープランにおいては、神保町地域特有の環境や資源を守りながら、地域が抱える課題を解決できるように、まちづくりを進めていくことが掲げられています。

神保町は世界でも有数の規模を持つ古書のまちとして知られていて、歴史と文化が息づくまちではあります。大学や出版社、そして、カフェなどが集まっていて、新しい文化が生まれ続けるような活気ある地域として、多くの方々に認識されているところですが、この魅力的なまちもいろいろと課題を抱えております。例えば、老朽化した建物や複雑かつ狭小な敷地の存在、そして、事業面で言うと、なりわいをどう継続していくか、継承していくかといった問題があって、まちの機能更新が進みにくいという状況にあります。

ちょっと資料、ページが飛ぶんですが、PDFの13枚目以降ですね、13枚目以降に神保町エリアの課題に関して記載しております。例えば、中小規模の敷地にて建物の老朽化が進行しているものの、長屋形式の連続した建物形態によって建て替えのハードルが高いであったりとか、その次のページで言うと、時代の変化によって、紙の本や古書が売れにくくなって、また、後継者の不足によって、なりわい、事業継続の難しさがあるだとか、その次の次のページで言うと、気軽に立ち寄って滞在できる場所だったり、オープンスペースというのが少ないことから、回遊性が低くなっている。次のページで言うと、駅からまちへのバリアフリーの動線が整っていないなど、ハード面、ソフト面での課題がいろいろございます。

こうした課題を踏まえ、神保町エリアのまちづくりのポイントについて、PDFの21ページから――20ページからですね、あ、すみません、19ページから記載しているところです。具体的には、リノベーションの実現だったり、道路と一体的な賑わいの創出等、神保町らしい個性ある店舗の営業継続支援だったり、エレベーターやエスカレーターの設

置、エリアマネジメント組織による情報の発信だとか、いろいろとポイントとして示しているところですよ。

23ページから26ページについては、過年度の調査結果、内容を踏まえた神保町の整備イメージと、その実現手法について示しています。

25ページですね、25ページ、こちらは、議論を進めるためのたたき台として、事務局側で作成した将来像の案となっております。こちら、具体的に一つ一つ読み上げませんが、方針が7個、01から07ございまして、その方針を進めていくための実現手法として、下の枠に書いてある街並み再生地区だったりとか、駐車場地域ルールとか、そういったものの活用を検討しているところでございますが、この方法で決まっている、まちづくりの方針が決まっているというわけではございません。具体的なまちづくりの手法に関しては、将来像と併せて、協議会の中で議論を進めていきたいというふうに考えているところです。

次の資料が、資料7-3ですが、PDFで2枚の資料ですね。こちらは、東京都からの街区再編まちづくり制度に関する説明資料です。

本制度では、神保町のような個性を持つエリアにおいて、にぎわいと活力ある魅力的な市街地形成を図るため、地域におけるまちづくりの独自のルールとなる街並み再生方針というものを定めることで、ルールに沿ったリノベーションを行う場合の補助や、駐車場からにぎわい施設へのリノベーションを行う場合の容積率や高さ制限の緩和を受けることができるようになります。

神保町地域においては、本制度を活用することを検討しておりまして、店舗1階部分の道路と一体的なにぎわいの創出だったり、リノベーションだけではなくて、建て替え時のファサードの再現、復元等を考慮した文化的資産の継承と、特徴的なまち並みの維持といった神保町地域の特性に応じた建て替えルールを構築していくことを検討しています。

ルールの構築に当たって、まず、神保町をどういったまちにしていきたいのか、まちの将来像を本協議会にて議論した上で、まち並みを維持していくために、どういった用途を1階部分に誘導していくかなど、次回以降検討して、具体化させていきたいと考えております。

次が資料7-4、1枚の資料になりますが、こちらは、今後のスケジュールの案となります。先ほど説明した街並み再生方針について、年度内に東京都へ上申することを目標としており、協議会を年内に4回程度開催し、検討を進めていく予定ですが、地域によって、よりよいまちづくりを進めるため、検討状況を踏まえて、スケジュールについては柔軟に考えていきたいと思っております。また、下の下段のところに駐車場地域ルール策定に向けた調査・検討と記載しておりますけれども、この協議会と並行して、駐車場地域ルールについても検討していった、地域の実態に応じて、駐車場整備台数を抑制することや、隔地駐車を可能にすることなどで、建物の1階部分の商業利用をしやすくして、良好なまち並みの維持、にぎわいの創出、歩行者の安全性確保といった様々な効果につなげたいと考えております。

最後、資料7-5になりますが、こちらは、協議会の議事要旨となります。詳細は読み上げませんが、建物の老朽化や事業継続に関する生の声といいますか、具体的な課題を共有いただいたり、リノベーションの制度や駐車場に関する様々なご意見、そして、大学と

地域の連携に関する意見など、短い時間で駆け足での説明であったものの、神保町のこれからのまちづくりに対して、非常に前向きな意見を各委員の方々から頂いたところです。

次回以降の協議会については、初回に関しては、まずは立ち上げの段階ということで、傍聴はなしでやっていたんですけども、次回以降の協議会については傍聴可能とさせていただき、ホームページで日程や場所の詳細についてはお知らせしていく予定です。大まかには、今、7月下旬頃の開催を予定しております。

説明は以上となります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

この件について、ご質問ありましたら頂きます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、次行きます。

えっ。（発言する者あり）いいですか。次、行きますよ。

3番、その他ですけど、ごめんなさい、ちょっと待ってね。まずは、委員の皆さんからございますか。

○岩田委員 番町次世代シンポジウムのことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、今まで都市計画審議会の学識経験者の方々からの助言で、前向きに話し合える場の策定中ということで、それを次世代シンポジウムと名づけたみたいなんですけど、去年の11月の広報千代田の次世代シンポジウムの募集要項に、この二番町地区の整備に関連して生活が少しでも豊かになるアイデアを募集していますというふうにしか書いていないんですけども、これは、日テレの再開発のことを心配している住民の方たちは全く何のことか分からない。例えば、生活が豊かになるアイデアを出しに行くにしては、ちょっと負担が大きいので、結局行かないよなんていうような人も結構多かったというふうに聞いています。でも、これは、区が二番町地区の地区計画変更の附帯決議に基づいたものだとして広報したとしても、これ、伝わっていないと意味がないんじゃないかなというふうに思うんですね。

番町に住んでいる方で、附帯決議はおろか、日テレの再開発がどうなったのか、全く知られていないよというような話も聞きます。住民の方の中には、高さは何十メートルになるんだろうねとか、工事が始まったら、ちょっと今住んでいるところを一時的に避難して、どこかに行くけども、何月から始まるだろうねとか、そういうのも全く分かっていないんですけども、そういうことについてはどうなんでしょうね。

まず、シンポジウムの話、例えば、高さは何メートルになるとか、そういうような皆さんの心配事があるんですけど、そういうことも何も言わず、ただ、生活が少しでも豊かになるアイデアを募集していますって、あまりにもざっくりし過ぎて、中身が分からないというような、そういうご意見があるんですけど、そこはどうなんでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 第1回の1月に行われたシンポジウムの周知方法についてということだったと思いますけど、附帯決議を踏まえて、シンポジウムの周知方法がどうだったかということでございますけど、1回目については、そのような形で少し生活が豊かになるようなまちという形でテーマを設定させてもらって、ある程度、人数を絞って、番町エリアがこうなったらいいねというまちづくりの検討をさせていただいたところでありますけど、次の、また、これ1回限りではございませんで、次のシンポジウムも、

前回もちょっと報告させていただいておりますけど、次回のシンポジウムをどうやっていくかというのはいろんな意見もありますので、そういったことも踏まえて、今、テーマを検討しているところで、おっしゃるように、二番町地区というところの懸念があるということもございますので、そういったことも含めて、どのように地域の融和を図っていくかのやり方を、今、都計審の先生方に相談しながら、企画を検討しているところでございます。

○岩田委員 周知方法のことではなく、中身と運営の話であって、この次世代シンポジウムというのがちゃんと、何ですかね、附帯決議に基づいたものであるから、だから、高さがどうなのかと。まあ、最高限度はもう決まりましたよ。でも、実際、何メートルになるのかとか、そういう心配事がやっぱりあるわけですよ、まだ。だから、そういうのも、ちゃんと広報していかないといけないんじゃないのというような話なんですよ、まずは。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 高さについては、地区計画については7月、昨年ですね、7月に決定したところで、大きな枠は決まったところで、今後、また二番町の再開発については、日テレさんが具体的な高さのほうは今後検討していくということで認識しておりますので、そこの周知について、まだ、基本的には、今、地区計画が決まっているという段階ですので、それは、もう少し先の段階なのかなと考えてございます。

○岩田委員 あと、一番最初に言いました、次世代シンポジウムを、これ、生活が少しでも豊かになるアイデアを募集していますと書いてあるんですけど、そうじゃなくて、皆さんの心配されていることって、そこじゃないんじゃないんですかね。だから、それを何か番町全体の生活が豊かになるみたいな、ざっくりし過ぎて、そうじゃなくて、もともとは二番町の再開発のことで、日テレの高さの問題で、皆さん、意見が割れていただけじゃないですか。そこを皆さん心配しているんですよ。だから、そういうところもちゃんと書かないと、豊かになるアイデアを募集していますって、全然、何か内容が違っちゃっているんじゃないですかという話です。そういうふうに地元の声があるんですよ。何か、これって、次世代シンポジウムって、豊かになるアイデアって、じゃあ、今までの日テレの高さの話とか、そういうのとかは全然違うのというふうに皆さん勘違いされるんですよ。だから、周知するにしても、こういう周知はちょっとどうなんですかという話です。

○桜井委員長 はい。今のやり取りですけど、この質問の、漠然としていて、質問になっていないんじゃないのという、そういう話ですよ。何だ、次世代シンポジウム。だから、もう少し具体的な内容を聞くようにしたほうがいいんじゃないのって、そういう話ですかね。ただ、一方、高さね、日テレの再開発については、もう都市計画審議会、附帯決議はつきましたけど、それと、千代田区の議会の中でも、外の骨格というのは、もうこれは決まったわけですよ。容積率も決まった。高さも、上の限度が決まった。そこのところについてはもう決まっている中で、それをどういうふうに生かして、どのような建物ができるかというようなことを募集するという、そういうことなんじゃないんですか。今、このシンポジウムのところで求めているものというのは、そういうことなんじゃないの。だから、高さを低くしてくれとか、そういう枠組みというのはもう決まっているわけなんだから、そういうことじゃなくて、なくて、このまちはどうあるべきかというような、そういうことを求めて、このテーマを決めているということなんじゃないんですか。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 1回目については、先ほども申したとおり、地区計

画という枠は、もう高さとか決まっていますんで、こういったまちにしていっていいか、例えば、こういった施設を導入して、地域にあったらいいとか、そういった地区計画の枠組みの中で、次に進めていく上に当たって、こういった地域からの要望があるかというアイデアを募集したところで、ただ一方で、また一方で、地区計画は決まりましたけど、今後、再開発、日テレの開発が決まっていく中で、ご懸念されているというようなことも一方で地域の声としてはあると思いますんで、そういった声を受け止めるシンポジウムというのも、今後、検討していけたらなと思ってございます。

○岩田委員 肝腎な附帯決議については、このシンポジウムに出られた方々には説明はされているんですか。つまり、二番町の地区計画変更はどうなったのかとか、附帯決議がついてどうなるのか、附帯決議の内容はこうだということを、まず一番最初に説明をして、それから中身に入るべきだと思うんですが、そういう話はしているんですか。

○加島まちづくり担当部長 岩田委員言われているのは、1回目のシンポジウムの中で、日テレのほうの、日テレさんの開発の関係の話がまるっきり出ていないじゃないかと。その議論というのはやるべきなんじゃないの、なぜやらなかったのというようなご趣旨かなというふうに思っております。それに関しましては、附帯決議にある前向きな意見が言える場ということで、そういうやり方をしたというのは事実で、その中で、日テレさんの開発の話というのは、まずは、今回、1回目はちょっと避けたといったところがございます。ただ、都市計画審議会の中でもあったかと思うんですけど、やはり附帯決議を踏まえると、そういった日テレさんの計画に関しての、何でしょう、懸念事項とか、懸案事項、これに関しましては、都市計画の決定をした上でも、何らかの懸案事項だとかというのがあったらというふうなところがございまして、今、そういったことを踏まえて、学識経験者の方、都市計画審議会の中の学識経験者の方々にどういうふうにやったらいいかといったようなところを調整しているといったところです。

まだ決まってはいませんけれども、やはり、次回は、二番町、日テレさんの開発に関するご意見だとかというのを集中的にやる必要があるかなと。そういったことを踏まえて、先ほどから高さとか、容積のことは言われていませんけれども、容積とか、どうなるのかというところがありますので、2回目の意見だとかを踏まえて、例えば、3回目に、これはちょっとお約束するものでは、相手方が、日テレさんのスケジュールだとかもあるので、お約束するところではありませんけれども、3回目のときに、そういった計画をお示しして意見を聞くだとかということもありかなというふうに思っております。

今、2回目のシンポジウムを、いつ、どういう形でやるか、メンバーに関しても、メンバーさんに関しまして、前回、30人ということで、あれは一人一人ちょっとお話ししていただきたいので、絞ったってあるんですけど、そういう絞り方もどうなのというふうに学識経験者の方からも言われていますので、なるべく絞らない番町地域の方ですね、方々にお集まりいただいて、ちょっと大きな会場を取りながら、やる必要があるかなというふうに思っています。それでもキャパがありますので、ある程度の制限になるかもしれませんが、今、そこら辺の調整をしているというところでご理解いただければなというふうに思います。

○岩田委員 最後にいいですか。

○桜井委員長 はい。最後ね。



○岩田委員 さすが部長、ありがとうございます。部長が、私が言いたいことを全部言ってくれて、まさにそういうことを質問したかったです。

○桜井委員長 そうだね。

○岩田委員 はい。なので、今度は、それをやるときに、こういう何か生活が少しでも豊かになるアイデアをなんていうようなざっくりしたものではなく、そういう細かいところもちゃんと周知していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○桜井委員長 分かっているって。

小林委員。

○小林委員 ちょっと、僕も、委員で前なかったんで、流れが分からないんですけど、役所は、これ、どういう立場にいる。この今、話している間で、2人で話しているの、分からないんだけど、どういう立場でこの前向きに話せる場づくりはしているためには、どういう立場にあるの、区は。どういう、いや、約束していたけど、どういう立場で……

○加島まちづくり担当部長 別に、今、岩田委員に約束したわけではなくて、附帯決議の実行に関して、そう考えているというお話をさせていただきました。（発言する者あり）都市計画審議会の中でいろいろ審議の決定いただくときにありまして、附帯決議がついたと。これに関しましては、附帯決議の内容、今、細かく言いませんけれども、その内容については、ちゃんとしっかり区として実行することというようなお話がありましたので、それを実行するために我々動いていると。事業に関しては、事業自体は日テレさんのほうがやるので、そこに関して、我々がどうしてもこうやらなきゃいけない、ああやらなきゃいけないとかというところの制限をつけるというのは、もちろん法律的にはできないんですけど、やはり地域の融和だとか、そういったところの附帯決議は言われていますので、そこを努力するというのが、我々……

○小林委員 それは区がやる。

○加島まちづくり担当部長 我々の立場というところでございます。

○小林委員 都市計画審議会で附帯決議をつけられたというのは、附帯決議は、区がこれを実行するに当たって、事業者等にこういう附帯決議があるからやりましょうねという話だね。そうだね。区がそれをやるために、真ん中に立って、両者の意見とかを調整する立場にあるということだね。だから、さっき答えたんでしょ。

○桜井委員長 区長に委嘱されたわけだよ。

○小林委員 そういうことでしょ。ですよ。

○加島まちづくり担当部長 はい。私、そういうふうな形で答弁したつもりですけども。

○小林委員 そうだね。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。委員の皆さんから、その他、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 ない。はい。

執行機関から、その他、ありますか。

○村田道路公園課長 1件、口頭報告させていただければと思います。

歩道拡幅工事、二七通り東地区についてでございます。本工事は、令和5年10月に着

手し、今年の3月31日までのところを7月31日までに延伸するなど、これまで2回の契約変更を行ってまいりましたが、3回目の変更について、次の定例会、第3回定例会で、専決処分の報告を行う予定です。

以上です。

○桜井委員長 はい。この件、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○山内住宅課長 私からは、1点、前回の委員会の際に、小林委員からご依頼いただきました資料の件でございますが、資料が整わないため、ちょっと本日は報告できませんで、申し訳ございませんでした。また資料でき次第、ご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○桜井委員長 はい。いいですね。

それでは、ほかに。（発言する者あり）何。今の件ですか。

○小林委員 ううん。そうじゃなくて。その他……

○桜井委員長 その他。

○小林委員 いいですか。

○桜井委員長 その他については、委員の皆さんのその他はもう終わったんだ。で、執行機関……（発言する者あり）えっ。

○小林委員 いや、いいんです。その他じゃない。

○桜井委員長 その他じゃないの。その他じゃなかったら、何。

○小林委員 運営のことについて、ちょっと。

○桜井委員長 休憩でいいんですか、それは。

○小林委員 休憩でいいんです。

○桜井委員長 休憩でいいの。はい。

それでは、ちょっと待ってね。執行機関からのその他、もうないですか。（発言する者あり）ない。はい、はい。

じゃあ、もう閉じちゃった後でいいですか。

○小林委員 今、もしあれだったら、ちょっと。

○桜井委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○桜井委員長 それでは、再開します。

以上をもちまして、環境まちづくり委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時15分閉会